

平成29年12月13日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第3号

平成29年12月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 12 月 13 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、中島一郎君。

8 番（中島一郎君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、今町議会におきましては 3 問について質問させていただきますので、ひとつよろしくお願いを致します。

まず初めに、平成 30 年度当初予算編成についてでございます。

防災対策の設備充実を図るために、津波避難タワーや避難道の整備に集中して取り組み、全国でも最大の高さを誇る佐賀地区避難タワーが設置され、町内でも 6 基の避難タワーが整備されたところであります。また、津波対策の懸案事項となっていました黒潮町庁舎移転も完成し、来年の 1 月 9 日に開庁予定。そして、佐賀保育所も年度末には完成予定となっております、大規模な建設事業も平成 29 年度中には一定の区切りがつくものと思われま。

その中で、平成 29 年度当初予算編成に当たっては、黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略をベースに致しまして、1 つに基幹産業の担い手づくりの推進、2 つに移住者の支援施策の充実、3 つに切れ目のない子育て支援、4 つに地域で支える健康づくり、5 つにソフト面を中心とした防災対策の充実、6 つに生きる力をはぐくむ教育の充実の、6 項目を重点項目として業務執行に携わってきたところでありますが、全体的に現段階における PDCA サイクルから見た評価は検証されているのかについて質問致します。

この PDCA サイクルにつきましては、高知県においても尾崎知事が平成 19 年の 12 月に誕生致しまして、自主的な、初年度に当たる平成 20 年度 4 月の当初予算編成の段階で、実効的で実践的な施策をつくり上げていくために PDCA サイクルを確実に機能させることの重要性をうたわれております。

また、黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略の中にも組み込まれておりまして、いろいろな面で評価をされているところであります。PDCA サイクルとは、P は計画、D は実行、C は評価、A は改善ということでございまして、企業などの事業の進行を管理するために作られていたのですが、今では行政の中にも組み込まれ、一つの活動方針となっているところであります。

このことにかんがみ、平成 30 年度の当初予算編成の時期に当たり、この 30 年度の重点項目はまた何なのか。その点につきまして併せてお聞きを致しますので、よろしくお願致します。

議長（山崎正男君）

参事。

町参事（北岸英敏君）

おはようございます。

それでは中島議員ご質問の、平成 29 年度予算編成における重点項目の評価検証、平成 30 年度予算編成に向けての重点項目に関してお答えさせていただきます。

今、議員からもご説明ございましたけども、本町の今年度予算、平成 29 年度予算におきましては 3 月議会でもご説明させていただきましたが、基幹産業の担い手づくりの推進、移住者支援の充実、切れ目のない子育て支援、地域で支える健康づくり、ソフト面を中心とした防災対策の充実、生きる力をはぐくむ教育の充実の 6 項目を、予算の重点配分項目として掲げております。

以下、項目別に主な状況について簡単にご説明させていただきます。

新規就農推進事業や新規漁業者就業支援事業など、担い手づくりに関する支援につきましては、今年度新たに 8 名が本町において就業支援事業を利用しております。こちらの皆さんが就業されるかどうかというのは年度終わるまではちょっと把握できないんですけども、直近の状況としてはそのようなところというところです。

移住者支援の充実に関しましては、今年度移住相談員の増員等によりまして、7 月、11 月現在におきましては、前年度の転入者 155 名、転出者が 186 名。計のマイナス 31 名から若干数字を改善しまして、今年度は転入者 189 名、転出者が 217 名の、計マイナス 28 名という状況になっているところです。

続いて、切れ目のない子育て支援に関しましては、今年度より新たに不妊治療への支援や在宅子育て応援補助金の創設など、これまでにない新たな支援策を打ち出しております。こちらにつきましては、出生数ということもございまして若干のタイムラグがございますけれども、ひとまずは現在の母子手帳交付件数ベースで見ますと、来年度 4 月から 6 月の出生数が 18 名を予定しております、楽観視はできませんが単純計算で年間 70 名を上回るペースでの出生が見込まれるというような状況にございます。

地域で支える健康づくりとしましては、あったかふれあいセンター事業の展開に加え、新たな集活センターの開設による集落活動の活性化を通じた健康寿命の延伸に取り組んでいます。今年度は集落活動センター蜷川の 1 地区、同じく集落活動センターかきせの 3 地区、計 4 地区において集落活動の活性化を図っているところでございます。

ソフト面を中心とした防災対策の充実ですけれども、地域を中心に取りまとめいただいている地区防災計画につきまして、今年度、浸水区域 30 集落を含む 39 集落において策定に取り組んでいただいているものと承知しております。こちらにつきましては引き続き京都大学とも連携をしながら、地域とともに防災対策に取り組んでまいります。

それから、生きる力をはぐくむ教育の充実としましては、基本的には教育委員会部局の方にはお願いさせていただいているところですが、特色ある教育の充実などにより取り組んでいただいているものと承知しております。

以上が 6 項目に関する直近の状況となりますが、これらの取り組みにつきましては現在予算年度中ということもございまして、引き続き取り組み状況を注視していく必要があると考えているところですが、現段階におきましてはおおむねの目標を達成していると、順調に推移しているものと評価しております。

今後はこれらの施策をさらに加速させ、今年度の目標達成が見込まれるのであればさらに高い目標を目指すなど、取り組みを強化していきたいと考えております。

平成 30 年度の予算編成におきましては、本年度の事業に引き続き取り組んでいくとともに、本町のさらなる振興を図るために、

- マル 1、各産業従事者の所得向上の取り組み支援。
- マル 2、一時産業の新規分野開拓支援。
- マル 3、移住者支援施策の着実な実行。

マル4、切れ目のない子育て支援。

マル5、地域での健康づくりと健康寿命延伸の取り組み。

マル6、ソフト面を中心とした防災対策。

マル7、地域とともに生きる力をはぐくむ教育。

の7つの項目を、予算の重点配分項目として掲げているところです。

現在、行政内部におきまして予算編成作業を進めているところですが、来年度の予算編成におきましては、これまでの取り組みのみならず、新たに支援が必要な分野に積極的に事業を展開していきたいと考えているところです。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

先ほど、参事の方から詳しく説明がありまして、誠にありがとうございました。

私の方も、この質問をするときに、まだ1年間が終わってない中で中途の中であるがはどうかという感じもありましたけれども、平成30年度の当初予算編成ということの時期でございますので、そこに重点を置いて質問をさせていただいたところでございます。

来年におきましても、この項目に沿う形で職員皆さんの努力を期待致しまして、この次に移らしていただきます。

カッコ2の分に移ります。平成28年度一般会計における歳入歳出決算を参考にして質問を致します。

これは広報くろしお10月号でも公表されているように、歳入額で116億5,565万5,701円、歳出額が113億6,685万8,431円、差し引き残額2億8,820万7,270円、実質収支額1億4,209万9,270円となっています。

そして、3年間平均の実質公債費比率は6.5パーセントとなっており、自主財源が乏しい中でも財政の健全化に向けた取り組みも見られるものと評価をするところです。

しかしながら、これからは市町村合併に伴う財源の優遇措置の終了や防災対策の充実による財政負担の増加などにより、財政の硬直化も予想されるところであります。

経費節減の一例として質問を致しますが、ふるさと納税寄附金の項目から見ますと、歳入額、これはふるさと納税寄附金ですが、1万1,571件で1億4,502万4,363円。歳出額、これは返礼品の代金とか業務委託、報酬、給料などを含んでいます。その歳出額が1億2,173万8,287円で、差額が2,328万6,076円となっております。これから考えるには、町内の生産者や加工業者に対しては納税者への返礼品の注文がありますので、一定の地域振興や活性化への貢献度は高いものがあります。本来の目的である納税者の寄附金の利用目的額は、全体の割合から見た場合、あまりにも少なくなっていました。

このことを反省材料として、担当課では、平成29年度において業者委託、まあ平成28年度の方ですけれども約2,000万円支出していたものを、できるだけ職員自らの努力によって経費の節減や効率化を図り、ふるさと納税の利用目的の達成を目指した取り組みが行われることになりました。このことは、経費の節減はもとより事務処理のスピード化にもつながり、納税者の方が意図する形になるのではないかと思うところでありますが、現段階での取り組みは計画どおりの業務遂行がされているのか。

まず、この点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

それでは通告書に基づき、中島議員の1、平成30年度当初予算編成についてのカッコ2のご質問のうち前半部分の、平成29年度一般会計予算におけるふるさと納税寄附金予算において業務委託をしていた事務を内製化したことによる成果について、まずお答えを致します。

本年度当初予算におけるふるさと納税寄附金は2億円を見込んでおり、それに対する業務委託料は2,808万円でした。この委託料は、商品の管理、配送状況管理、コールセンター業務、文書管理など、町が寄附を受け付けた後の寄附者や返礼品事業者とのやりとりの大部分の業務に対するものでございます。

業務委託は、当然ながら相当の委託料が発生を致します。また、町内に事務作業のノウハウが残らないことなどから、このたび外部委託していた業務を産業推進室職員、および町内事業者が行う事務内製化を図ったものでございます。

当初の計画どおり7月から内製化を図り、慣れない作業ではありましたが、移行後もおおむね順調に推移しているところでございます。7月から事務内製化という新たな運用を始め、さらに、寄附の受付をするポータルサイトを1つから3つに増やし、寄附金の増額を図る環境を整えてまいりました。

寄附金の合計額が計画どおり2億円となれば、今年度の委託料は約1,000万円になると見込んでいるところでございます。当初予算と内製化後の委託料を差し引きした約1,800万円が、内製化による町外への支出を抑制した成果ととらえられると考えております。

ご質問の前段部分に関する答弁は以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、室長の方から答弁がありましたように、このことについて7月から取り組んでいただき、まあ順調に進んでいると。ふるさと納税の寄附金を2億円と見込みまして、委託業務は1,000万程度で済むのではないかとというようなお話が今あったところでございます。

この結果をベースにしてですね、平成28年度の一般会計決算書から委託料の全体の項目について調べてみますと、この決算書から1ページ1ページずっと調べてみたんですが、件数で253件、そして金額で9億2,608万2,447円が支出を委託料として出されております。

それで、支出額の8.12パーセントを業務委託料が示しているわけですが、このことは一概には言えませんが、この中には専門的分野、例えば資格や技術を必要とする管理、委託に関するもの。それから建設業務に関する設計委託なども含まれていますので、単純な考え方ではいきませんが、中には職員の皆さんの努力によって少しでも経費の節減が図られるものもあるのではないかと、私は思うところであります。

このあたりについてもう一度、予算の内訳を精査して、平成30年度当初予算編成に向けて職員の意識改革を図るとともに、財政の健全化に向けた取り組みをしていく必要があるのではないかと思うところであります。

先ほどありました、あのふるさと納税のああいいう一つの方法をほかの部分でもはめていただいて、経費節減を図っていただきたいというのが私の趣旨でございますので、その点についてお答えをお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは中島議員の一般質問の1、平成30年度当初予算編成についてのカッコの2番の後段の部分、業務委託についての経費削減を図り財政健全化に向けた取り組みにつきまして、通告書に基づきお答えします。

ご質問の業務委託につきましては、平成29年度の一般会計当初予算を見ますと、委託料に係る予算計上額は8億4,491万円ほどになっております。全体額で8.07パーセントを占めております。

外部委託につきましては、これまでは特殊な技術や設備が必要なものや、また、高度な専門的知識が必要とされるものが一般的でした。しかしながら、近年ではそれとは別に、これまでは職員が行っていた業務についての外部委託が進められており、本町におきましても多くの業務をアウトソーシングとして民間等に委託をしております。

今まで職員が行ってきたことを外部委託とするメリットは、業務の効率化と経費の削減とともに、職員にアウトソーシングをしていない業務、もしくはアウトソーシングができないより高度な業務を行わせることで、行政サービスの水準を高めていくことにあると考えられます。

今回のご質問につきましては、経費節減のご指摘をかんがみますと、高度で専門的な業務の外部委託を取りやめて職員で実施してみてもどうかとのご提言であると考えられますが、現在の職員の業務状況を考えますと、先ほど答弁させていただきました産業推進室のように、メリットがあり内製化できる業務のほか、内製化を検討できる事務事業はほとんどないものと考えられます。

ご指摘のとおり、外部委託をしている業務の内製化につきましては、内製化するメリットや効果などを検証して検討をする必要があるものと考えますが、基本的には、これからの地方交付税の減少に伴い、一般的な業務につきましてもさらなる外部委託による経費の削減を図っていく必要があると考えます。

また、住民の皆さまの多様化するニーズに対応するため、職員の負担の軽減を図りつつ、職員として取り組むべき課題にまい進できるように、行政運営の効率化を図るため、ご指摘とは逆の考え方とはなりますが、業務の外部委託を推進していかなければならない時期が間近に迫っているものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっと僕の認識と違うのですが、まあ僕の方が勉強不足かも。中身が分かりませんので。

ただ、総体的には、今の総務課長の考え方は分からんわけではないです。

ただ、私の考え方の中にはですね、やはり職員に負担が掛かるという部分も、確かに一番先に考えないかん問題かも分かりませんが、私は予算編成の際には、毎年度委託業務で予算化しているものを、このことがやっぱり意識として当然であるという既成概念を捨てて、やっぱりこうチャレンジ精神で少しでも業務委託に掛かる経費を少なくしようという意識を持って、ある部分その発想を展開していくぐらいの考え方がないと、そのことは成果につながらないし、職員の自信にもならないと思うんですね。それが職員の資質向上へと発展するものと、私はそのことを期待している意味で今回の質問を出したわけですが。総論としては、総務課長として管理する部分にありますので分からんでもないがですけども。

やはり、先に戻りますけれども、30年度の当初予算編成に当たって、やはりこの時期にはそういうことも考えながら予算編成をしていく。職員の一つの自覚として、そういうことは非常に大事なことだと思うわけです。

予算編成においては、常に事業効果の最適化を求めて事務事業の見直しを行い、最小限の経費で最大の効果が求められているわけですので、若干認識の違いがありましたが、私の考え方もある分、酌み入れていただけているという感じも致しましたので、そのことを今後に期待致しまして次の質問に移ります。

2の水産振興についてでございます。

カッコ1でございますが、平成30年、一般会計の編成に向けての取り組みとして質問させていただきますが。

黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、平成30年時点を達成目標として、1つに、先にもありましたけれども、地域漁業従事者を6人以上。それから2に、水産施設の改修を行い漁業経営の支援をすることで、高知県漁協佐賀統括支所分の水揚額の10パーセントの増加。そして3つ目に、漁業生産を維持確立するため、魚礁の設置や有望種苗を放流して漁業者の所得向上を目指す。などの項目が示されております。これはあくまでも5カ年の中期計画に値するものでありますが、予算の編成時期を迎えて単年度、これは平成30年度の漁業振興への取り組みが問われるところでもあります。

この基本となるものが、私は黒潮町水産振興協議会の活動実績ではないかと認識をしているところではありますが、この活動実績があれば報告をお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは通告によりまして、2、水産業振興についてのカッコ1、黒潮町水産振興協議会および黒潮町水産関係団体連絡会に関する質問にお答え致します。

まず、黒潮町水産振興協議会は、水産業全般について調査、協議することを目的とし、町議会議員や高知県漁協、有識者の方々を委員とする組織で、同目的のために漁業調整や水産生産基盤の整備について解明および協議を実施していただくものであります。

また、黒潮町水産関係団体連絡会につきましては、町内水産業の振興について協議することを目的とし、黒潮町と県漁協各支所との間で、町内における水産関係施策への要望や実施内容等について話し合う場としてきました。

本年度は両組織とも実際の活動は行っておりませんが、四万十市と黒潮町役場、漁協および漁業者の代表者で組織する幡東水産振興会において、広く幡東地域の水産振興について協議の場を持ってきましたし、漁協各支所に直接出向き、個別に要望の吸い上げを行い事業内容の協議を行ってまいりました。

今後につきましては、黒潮町において現場の意見に根差した施策の企画、立案を実施していくため、適切な場において現場を担う方々と協議の場を持ち、正確なニーズの把握に努め、漁業者の振興に寄与できればと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうも、一般質問がやりにくくなったがですけど。黒潮町水産振興協議会と黒潮町水産関係団体連絡会、これをちょっと分けて質問をしようと思うんですが、まあ両方とも活動をしてないという回答でございましたが。

幡東水産振興会とか、それから各漁協へ向いて個別訪問して指導とか、いろんな分野の活動があると思います。ただ、大事にしなければならないのは、あまりにもいろいろなその協議会とかそういう連絡会とかあるわけですが、どこに基本的なものを置いているかということがなかなか分かりにくい部分がありまして、今回、この質問をさせていただきました。

水産振興協議会におきまして、これは合併時の佐賀町で昭和46年の11月に設立致しまして、以前は毎年漁業振興を図るために、事業計画やそれに伴う予算の確保など、多年にわたりまして協議会としての活動がさ



れてきました経過があります。

しかしながら、近年における漁業経営体は厳しい時代を迎え、社会情勢の変化とともにですね、この協議会そのものが今の時代にマッチされていない部分があるかもしれません。このことが原因で、活動実績がないのではないかと思うところでもあります。この厳しい時代だからこそ、漁業者の意見や要望が反映される組織づくりをして、活力のある地域振興を目指していかなければなりません。

このようなことを踏まえて、根幹となる全体を見た組織づくりを再度発足していく必要があるのではないかと私は思うわけですが、その点について質問を致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、私たちが一番大事にしなければならないのは、現場の声、浜の声だと思います。4月以来、いろんな場において、大敷、あるいはイセエビ業者、そして釣り沿岸、そして深海縄等々、いろんな所へ行きながらいろんなご意見をいただきました。それぞれ現場現場では、いろんな課題もあり苦勞をされております。そういう声を施策として落とし込んで実施したいということが基本であります。できる限りその時間を取ってきました。

また、違うというか外郭団体として、活餌協議会等と話しながらカツオの一本釣りの推進を図るための現場協議、現地等々行ってきました。

一番、今、中島議員が言われたように、浜の活力再生プランというのがございまして、これは平成26年度から30年度まで行っております。この中で、当初その計画策定に当たって、まあ県主導で作られたわけですが、現場の声がなかなかすべて網羅されておるのかどうかちょっと理解はしておりませんが、次期計画の中において、そういうものがきちっと現場の声として乗っかるように調整していきたいと。

今、昭和46年度からそうした団体があったということを聞いておりますので、そういう団体、それを束ねるような組織は当然必要だろうと思っておりますので。現在、そういう団体の活動はしておりませんが、基本的な計画ができた段階でそういう場があればということで検討してまいりたいと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

先ほど課長の方から答弁がありましたように、黒潮町においても浜の活力再生プラン検討部会、これもつくっております。この目的には、カツオひき縄漁および一本釣り漁、それから小型機船底びき網漁、そして深海延縄式建て網漁の、3漁業を対象とした再生プランを作成をしておられます。

やはりいろいろな部分でその目的と意識というものができているわけですが、そういうものを一つにまとめた形でやっていった方が、もっとこう目に見える活動というものができるとは思わないかと思っております。

今回、地方の方におかれましても、平成30年度を初年度と致しまして新たな黒潮の総合戦略を作成することによってございまして。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略を土台にした形だと、話を聞いております。そういう形で、やはりこの総合戦略を重視して形を、職員皆さんがその意識を持つということは大変大事なことだと、私は思うところでございまして。ややもするとですね、いろんな部分で行政主導の形で物事が進むことがあるかもしれません。漁業につきましても、漁業者の皆さんの話を聞けばそれぞれの意見や要望がありますが、基本は漁業者のための振興策でありますので、今課長がありましたように、そのことに重点を置いて

耳を傾け、現状課題を共有することが問われているわけでございます。

その中でも漁業振興が求められているわけですが、幸いにも、佐賀の漁協の統括支所の今年度のカツオの水揚げを調べて見ますと、これは4月1日から10月30日まででございますが、数量で28万719キロ、水揚げ金額で1億5,119万2,000円。昨年度と比較して、数量で6万6,800キログラム、そして金額では1,830万9,000円の増加と、現在のところなっているようでございます。まあ10月もある程度の水揚げが期待されておりますので、数字は伸びるのではないかと。また、今、課長からありましたようにカツオの活餌事業につきましても、このことの貢献度は非常に高く、11月にも活餌の運搬がされ、話に聞きますと、近々12月にも活餌の運搬がされるようでございます。これは例年にないことでありますので、このことにも期待ができるのではないかと。やはり組織と行動が一体化した形を取っていかなければ、効果や実績は伴っていかないのではないかと。

ぜひ、このあたりのことについて考慮していただいて、今後の活動を期待致しまして、2の魚礁設置事業に移ります。

今年度の一般会計9月補正予算において、イセエビ等の生息の漁獲の向上を図るために、投石魚礁設置工事として1,000万円が計上されました。これは民間業者とタイアップして、鉄鉱スラグ、人工石材を投入して、天然石材との事業効果を比較をする実験をし、そして新しい事業への取り組みとなっています。このことは行政の漁業振興への積極姿勢の表れであり、担当課の努力に対して評価をするものでありますが、また期待もしているところであります。ぜひ今後におきましても、この事業の継続をお願い致します。

さて、本題に入りますが、黒潮の水産加工場は民間業者に指定管理者制度によって運営管理を委託をしているところでありますが、その中に冷蔵施設1,000トンも含まれています。この冷蔵施設は平成5年か6年ごろに建設をされまして、当時は、マグロ、カツオ魚類を保管するために鋼製のパレットを使用していましたが、現在では安全面や作業効率が悪いことから、使用されないまま冷蔵庫用地内に約200程度が保管をされておられます。

この鋼製パレットは耐用年数も終わっていると思いますので、これを魚礁として再利用する考えはないかという質問をさせていただきたいわけですが、この通告書を提出致しまして、皆さんの手元に写真を渡しておりますが、上の写真はこれ10月の中旬に撮ったものですが、この通告書後に現地へ行ってみますと若干数量が減っております。下段の写真がそうですが、これは民間業者がわら焼きたたきのわらを干すために、この用地名へずっと並べて干しておりましたのでそれに利用しているわけですが、ひょっとしたら企業側から利用する計画もあるかもしれません。

しかしながら、せつかくのこういう備品でありますのでいろいろな課題もあるかも知れませんが、今後一つの方針として、こういうものの利用した魚礁は考えられないかということで質問をさせていただきます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ2、魚礁設置に関する質問にお答え致します。

ただ今質問のありました水産加工施設につきましては、現在、株式会社明神食品が指定管理により施設の活用を行っており、同施設で保管されている件のパレットにつきましても、施設とセットで委託管理を実施しております。

当該事業者はこのパレットの活用状況について問い合わせたところ、現在、大量に製品が来たときには使っておるということでございますし、先ほど質問にありましたように、一部わら焼きたたきのわらを貯蔵するような施設としても使っております。

このような用途は鋼製パレットの本来の用途であり、本来の用途において指定管理を行っている事業のニーズがあれば、パレットを魚礁として転用することは、現時点では厳しいと思っております。

この指定管理が平成 30 年度をもって一応終了し、そして更新を迎えるわけですから、平成 31 年以降の水産加工施設の指定管理の実施等を検討する中で、中島議員から経験に富んだ非常に良いアイデアをいただきましたので、事業者のニーズ等を踏まえ、パレットについても有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

企業の方でそれを使う計画がありますので、今の段階では無理なことと言いません。平成 30 年度の指定管理者の際にですね、そのあたりの協議もお願いしたいと思えます。

例えば、一つの例でございますけれども、この鋼製パレットは 1 メーター掛ける 1 メーター掛ける 1.2 メートルで 1.2 立米に、一つの箱になるわけですね。これの中に天然石を入れて、イセエビの生息場所、これ水深 10 から 20 メートル辺りに調査してみればどうかという考え方を持っております。今年度の投石事業で海底調査も実施して投入をされるということでありますので、このあたりを参考にして耐久性についても判断ができるのではないかとと思うところであります。

また、もう一つの方法と致しましては、水深 50 から 70 メーター辺りにタイ類やアジ類の魚礁としてこのパレットをロープで結束して、その上に中層魚礁をつければ相当な海底空間ができますので、魚礁としての価値も上がるのではないかと考えられます。そういうこともかんがみまして、今後の検討をお願い致します。

それでは、3 番目に移ります。水産業経営資金融資制度の改正についてでございます。

水産業の融資を促進して、町内の水産業の育成および振興に資することを目的として合併前の佐賀町の時代に、これは平成 10 年 4 月に設定をされています。当時は、19 トンのカツオ漁船や大型漁船において運転資金としての利用度も多くありましたが、過去 5 年間では、これは平成 24 年から 28 年でございますが 10 件ぐらいの利用となっているようです。

この融資制度はですね、高知県漁協に 1,500 万円を無利子で貸し付けて、金融機関に預託をすることによって 8 倍の融資枠を作り、1 億 2,000 万円の合計額となっております。第 6 条の融資の条件によると、融資の限度額は、使用する漁船の総トン数が 2 トン以上 15 トン未満のものについては 250 万円以内、15 トン以上 20 トン未満のものについては 500 万円以内、20 トン以内のものは 1,500 万円以内、それから 20 トン以上のものは 1,500 万円以内とすると。ただし、複船経営、これは総トン数 20 トンでございますが。については、一堰当たり 1,000 万円以内とする。

そして、現在の貸付利息は 1.75 パーセントぐらいやと思われるんですが、ここでお願いをしたいのは、先ほども申し上げましたとおり平成 14 年 4 月にこの融資制度はできておりまして、既に 15 年が経過をしております。社会情勢の変化にもよります、主に 19 トンのカツオ漁船、大型漁船においての利用が多くなっているところですが。長期の操業期間での資材、餌の確保はもとより、昔と比較すると物価の高騰により経費負担の枠も伸びている状況にあります。また、漁船の中間検査や本検査なども定期的に、これは 5 年ぐらいにあるわけですが、それを受けるに相当な経費負担も年々増加傾向にあります。

このような現状を踏まえてですね、第 6 条の改正をお願いしたいわけでございますが、そのことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ3、水産業経営資金融資制度の改正に関する質問にお答え致します。

この質問につきましては、今年の6月議会でも関連する質問が出されておりますが、この水産業経営資金は町内水産業者の育成および振興に資することを定めた融資で、大型、中型のカツオ船を中心に経営の安定と運営に貢献している制度でございます。

この制度は土佐カツオ一本釣りの伝統を守るため先達が苦勞して創設したもので、旧佐賀町時代の平成12年度から始まり、現在黒潮町に引き継がれ、17年を経過した融資制度であります。この間、基本的には規則の改定は行われておらないのが実情であります。

現状において、昨今の水産業をめぐる情勢は厳しいと理解しておりますが、現在においては、まずは関係団体や水産業者の皆さまとの懇談や情報収集を行う中で、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ありがとうございました。

関係団体と、それから船主の皆さんと、ぜひそこあたりを協議をしていただきたいと思います。

ややもすると、いろいろな融資とか、かかわる規則等があるわけですが、この全体を見ても、それほど更新したとか改正したとか、そういうものはありません。産業振興から意味でも、やっぱりその時代時代に応じた、社会情勢の変化に応じ、ある部分私はそのことを変更していくのが振興策の一つではないかと思うところであります。

また、うちの漁業の主要産業になります19トンクラスの船は15隻、それから大型船が5隻、計20隻が該当するわけでございますので、その点のことも重視して今後の取り組みを期待致します。

それでは3番に移ります。地籍調査事業の推進について。

民間融資者でつくる研究会によると、全国に所有者が分からない土地が、2016年時点で九州を上回る約410万ヘクタールと公表をされております。これが2040年時点で約720万ヘクタールとなりまして、北海道の約9割の面積になるのではないかととも言われておられます。人口減の加速化で土地利用をする目的が少なくなりまして、相続登記などを行って所有者を明確にするための国民意識も薄れてきていることが一つの原因ともいわれています。

このことから見てみましても、国民意識を高めるために地籍調査の必要性が問われているところです。地籍調査は国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のことでありまして、土地に関する戸籍ともいわれております。

土地に関する記録は登記所、法務局において管理されていますが、備え付けられている地図や図面は明治時代のものも多くあって、境界や現状などが現実と異なっている場合もあり、登記簿に記載された面積も正確でないこともあります。

これらの課題解消のために地籍調査実施の必要性は増してきておりまして、行政事務の基礎資料、これは固定資産税の課税等についてでございますが、おいても重要視されるところです。

黒潮町においても、合併前の佐賀町では昭和48年度から地籍調査に入り、平成8年ごろには平野部が終了し、その平野部については固定資産への評価対応もされてきました。

また、大方町においても平成8年度から地籍調査を開始致しまして、現在は山林部門における調査が継続的に行われています。

平成29年度当初予算編成予算書においても、地籍調査に関する予算額は1億1,883万円。そのうち、国、県の支出金が7,171万5,000円、一般財源が4,711万5,000円となっております、このことによって事業推進を図っているところですが。

まず初めに、合併後の取り組み実績についてお聞き致します。これは詳しくはよびませんので、概要的に構いませんので、その点ひとつよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島君。

8番（中島一郎君）

それでは中島議員の一般質問の3、地籍調査の推進についての1つ目のご質問、合併後の事業実績について、その概要を、通告書に基づきお答えします。

ご質問の合併後の平成18年度から昨年度までの事業実績につきましては、大方地域では、当初、山間部から地籍調査を実施しておりましたが、平成23年3月11日の東日本地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災の後、地震や津波等の自然災害時に個人の財産を守るということに主眼を置き、沿岸部の住宅地を中心に地籍調査を実施してまいりました。

平成18年度以降で見ますと、蜷川地区や入野地区、出口、田野浦、下田の口、加持地区など、大字別では9つの大字、地区数では13地区の現地調査を行っております。

また、佐賀地域におきましては、市野々川、川奥地区の2地区の現地調査を行っており、大方地域では主に住宅地を、佐賀地域では山間部の調査を行っております。

この13地区につきましては平成18年度から28年度までの現地調査の実施面積は約14.02平方キロメートルとなり、筆数の合計で約2万2,000筆の現地調査を行っております。

本年度につきましては、地域の皆さまや住民の皆さまのご協力をいただきながら、伊田地区0.26平方キロメートルと、川奥地区約1.35平方キロメートルの現地調査を行うこととして、現在取り組みを進めております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長から地籍調査の実績について回答いただきまして、今の段階で、面積で14.02平方キロメートル、そして筆数で2万2,000筆ぐらいになっているというお話をいただいたわけですが。

ちょっと事務的な部分での質問になりますが、ただ今のその報告は、多分、国、県の補助対象部分の実績までの報告分だと思います。例えば、事業するには事業計画書があつて申請し、それから委託業務契約をして現地の一筆地調査、それから調査の成果の閲覧、実績報告。この形が、一つの補助金の中では完了になるわけですが。

その後の事務と致しまして、必然的に町がやらなければならない県や国土交通省との認証事務や、登記所、法務局への申し込みによる移籍簿などの照合、協議などによって確定されたものが、最終的には成果品となります。これで本当の意味での事業完了となるわけですが、年度によってはここまでに至ってない調査区域があ

るのではないかとということです。

また、この事業は土地所有者や地域の協力員、それから業務委託業者の皆さんの協力の下で、土地の境界決定がされています。地域の方、地権者の方においては、現地の境界決定の調査や土地の図面が完成すればですね、登記所、法務局への土地等の面積や図面も自動的に修正されると認識をされる方が多く見受けられます。このことが大変重要なことでありまして、このあたり、町が最終的にやらなければならない事務がまだ相当数残っているのではないかと、私は心配をしているところですが。

このあたりの進ちょく状況について、分かっておれば説明をお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

そしたら、中島議員の再質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、地籍調査の業務が完了するのは、法務局への持ち込みが完了していることとなります。

ご質問の法務局への持ち込みが完了している地域につきましては、合併後に地籍調査を行った地区の中では、平成18年度から21年度まで実施した蜷川地区および入野地区の早咲、浜の宮の調査分が法務局への持ち込みまで完了しており、面積で合計約1.24平方キロメートル、筆数では約4,700筆の状況となっております。

また、平成25年度に調査を致しました市野々川地区につきましては、認証の手続きは完了しております。しかしながら、その他の平成22年度以降の現地調査を済ました各地域につきましては認証申請が完了しておらず、いわゆる認証遅延といわれる状態となっております。そのため、法務局への持ち込みには至っておりません。

なお、認証手続きが完了しております、平成25年度市野々川地区の法務局への持ち込みにつきましては、法務局に持ち込むための図面の確認や微調整を行う必要がありますため、手続きが完了次第、法務局へ持ち込む予定となっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長の方から回答がありましたけれども。

平成22年度以降ですね、今課長が言いましたように市野々川は認証されておりますが、平成22年度から29年度、この期間の調査については市野々川地区だけが認証をされておりますが、持ち込みまで至ってない。そのほかの分については、認証も持ち込みも、まだ至ってない状況にあるわけですね。

どうしてこのような質問をしたかといいますと、先ほども申したとおり、もう町民の方は現地での境界決定が終われば、その図面が作成されて、本閲覧によって作成されて、もう自動的に登記所の土地、面積、図面も修正されたものと認識を持たれておるわけですね。そのことは大変重要なことでありまして、これが先々いけば、大きな課題として残るのではないかと危惧（きぐ）をしているところであります。

ぜひこのあたりの認識を持ってもらいたいわけですが、地籍調査の担当の部門ですか、担当課においてはですね、現地調査へも出向き、そして一連の事務作業も年度をまたいでやるわけですので相当な事務量があると思います。そして、その中でも地権者の方の協力なくしてはできないわけですので、現場へ出たり事務をしたり、じっくりと仕事ができない幅広い構造の中で事務処理をされていると思うわけですが。

そういう状況を見たときに、以前のその未処理を回避していくためには、並大抵の努力ではできないのでは

ないかと。特に、それぞれの年度の具体的な内容や経過も分からないことも多くあると思います。

しかしながら、この問題を解決するのに時期を延ばしていけば、最後には事務処理ができなくなることも予測されます。これでは、行政の皆さんがよく言われます費用対効果、投資効果、これは望めません。例えば、今の段階では、状況で話すと新築の家を建て、家はできたけど電気と水道が引くことができんからその新築の家に入れない理屈と、私は一緒だと思っております。こういうことを早い段階で解決するためにですね、やはり専門的分野における職員の育成とか、その職員体制の強化を図る必要があると思うんですが。

このへんの取り組みについて、町の姿勢をお聞き致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

地籍調査につきましては、議員がご指摘されますように認証遅延の解消等が大きな課題となっており、改善を図る必要があると考えております。

また、個人の財産を明確にするという観点からも地籍調査の業務を早期に完了するため、取り組みを強化する必要があるものと考えております。

このため、議員がご指摘されますように、当該課としましては職員の増員などによる推進力の強化を図る必要があると認識しておりますが、現在、役場内の各業務につきましても住民の皆さまのニーズの多様化や法令順守、権限移譲などによる業務量の増大など、各課におきましても課題が山積している状況であると考えております。

このため、これまでのように非常勤職員や臨時職員を雇用して十分とはいえないものの、可能な限りの推進体制の充実を図っていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

可能な限り、その推進体制を図っていくということですが。

やっぱり、この問題を長期に引っ張っていけば引っ張っていくほど、経費は要るんですね。例えば、今、担当者の方がおりますが、その以前の方、以前の方、その以前の方。その中では、もう退職した方もおると思うんですね。その方たちのやった、町が必然的にやらなければならない事務が残ってきているわけですので、今の担当者の方は相当な重荷になっていると思うんですよ。だから、総合的なものの考え方で今の課長のことは理解ができるわけですけども、やはり経費の面から考えたら、今集中的にやるということをぜひ、今後解決していく手段を取るということに協力的に努めてもらいたいと思いますので、その点ひとつよろしく願いを致します。

それでは、方向性を変えてちょっと質問をさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、佐賀大方道路、これ 14 キロですが。この測量が 10 月から開始されまして、2018 年度中に設計が行われる予定となっております。

この計画ルートでは、上川ロインターから大方インター間では大半の所が平野部を通過する計画になっておりますが、この区間の地籍調査はある程度完了しているのかどうか。

その点についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の再質問にお答えします。

議員がご心配されております佐賀大方道路の区間につきましては、現在のところ、地籍調査の完了区域には含まれておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

完了区域には含まれてないということですが。

これは、実施する計画は今のところないですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の再質問にお答えします。

来年度の地籍調査につきましては、調査区域を国土交通省などと協議を行い、佐賀大方道路の予定区域を含んだ区域を地籍調査の区域として選定を行っております。

現在、そのため高知県に地籍調査の区域の要望を行っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

佐賀大方区間のこの高規格道路の分を来年度以降の地籍の計画にはめていきたいという、今、回答がありました。

これは大変重要なことでありまして、どうしてこのことを質問するかといいますと、地籍調査が完了していればですね、国土交通省の測量作業や用地調査の際に、この図面が現時点の境界決定に利用できますので、土地所有者間の作業がスムーズに進みます。事業効果を生む意味におきまして、事前に何年か先を見越してこのように計画する等が重要視されますが、これを踏まえてですね、地籍調査の計画をお願いしたいと。

そしてもう一つはですね、国交省の方では現地調査、境界の決定後、終了すれば買収面積が決定されて、続いて用地交渉に入り、交渉がまとまれば土地の売買契約の締結となります。

その後、国土交通省は所有権移転登記をすることになりますが、このときの町の対応や役割が非常に大事になってきます。佐賀インター周辺の用地買収や相続登記に係りまして非常に感じたことですが、基本的に、移転登記が完了しなければ工事は着工できません。合併前の大方、佐賀町の土地開発公社、これは解散しておりますが、合併前に、長年にわたりまして両町の地域開発のために用地買収を繰り返してきておりますので、それに関連する土地売買の契約や相続関係の書類は相当数保管をされていると思われま。これが佐賀大方道路の用地買収や登記事務の際に利用できるものもあるかもしれません。これは非常に、佐賀のインターの場合には多くありました。

また、当時の土地開発公社の職員の方や、今まで用地買収に係ってきた町の職員の方々の情報提供や知識が



非常に役に立ちまして、用地買収後の登記事務がスムーズに処理されることにつながってくるのが期待できます。

このように、町が事前に協力体制を整える意識を高めることで早期の工事着工につながると私は思っておりますので、ぜひそのあたりのこともお酌みをいただきまして、12月議会の一般質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時25分まで休憩します。

休 憩 10時 10分

再 開 10時 25分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、私の質問の方に入らせていただきます。

質問に入る前に、私の方の通告書の方で削除をお願いしたい部分がありますので。

通告書の方の2番の金婚式についての所でございますけど、これは町に問うというようにあったけど、町長の長が入ってますので長の方を削除して、町に問うということでお願い致します。

それと3問目の方になりますが、この方の3の2の方で削除をお願い致します。

上から3行目の、社協の入り口ということまでの2行半を削除お願い致します。

そして、下から2行目の所の移転対象で、という所から最後までこの所の削除をお願い致します。

（議場から何事か発言あり）

すいません、3番の社会福祉センターについてという所の項目2の方を、上から2行半、社協の入り口ということまでを削除お願い致します。

そして、最後のところから1行半、移転対象から問うの間の削除をお願い致します。

それで、質問の方に入らせていただきます。

（議場から何事か発言あり）

真ん中の2行半で、大体2行ばあになりますが、そこで質問させていただきますので、そのようにお願いを致します。

1問目であります、地域交通についてをお伺い致します。

そのカッコ1番になりますけど、町内の住民の生活での移動手段としての公共交通として、国道56号線を幹線路として四万十市と協調で運行しております、四万十市入野経由で佐賀間を西南交通によって一日3便の運行、佐賀から四万十町の間は四万十交通の方で、同じように一日3便の運行をされております。

その必要経費については、県からの補助金2分の1と、残りの2分の1をいわゆる乗り合いの部分での按分負担によって運行されているようでございます。

また、それから国道から入っていく線を、枝線とか支線とかいろいろ呼び方はあると思いますが、私は支線というような表現を使わせていただきます。

それでまず一つあるのが、馬荷から入野間、それと湊川から入野間、伴太郎から仲分川、蜷川を經由して入野間と、別として貸切バスで運行されておりますスクールバスで、米原から有井川、上川口経由の大方中学校を經由して入野。それと、灘から上川口経由で大方中学校入野間。これは、米原の方でスクールバスで運行し

ておりましたけど、今、何か子どもさんの方が中学校へ出てくる子どもさんとかがない関係で廃止になる関係で、町の方が貸切バスということで途中からスクールバス。それから、米原から出てくる方々は貸切バスを利用して、途中からスクールバスというようになる形でやられておるようでございます。

それと、一番のがは国の補助金で大井川から加持入野間のデマンドバス方式での運行をさせております。

また、佐賀の地域では総務省の2分の1の補助金制度を活用して、川奥、拳ノ川、伊與喜、藤縄、坂折、馬地と、佐賀間を区域運行バスとして運行しております。これは56号線の川の対岸を、ずっと昔からあった道だと。途中で工事して、馬地の方まで広げたいと思いますけど、その間を利用して運行されておるようでございます。

このことでもかなり経費も掛かることだと思いますけど、多くの支線とかそういうデマンド、それから地域間バスの運行で、住民の方々の移動手段を確保されていることでもあります。これでもですが、一番のがは高齢者で、今から特に高齢者の免許が返納とかいうことを国の方からもかなり、これほど全国的に高齢者の事故が起こるといろいろな問題が出て、強制的なあれも出てくるように思います。

一番のがは、そういうようにまだ運転した方が運転ができなくなるとか、中にはもう車もミニバイクも運転免許を持ってない高齢の方、今言うたように免許を返納された方。この方らのいわゆる生活する上での、買い物とか、役場、農協、郵便局、銀行などの利用に便利になって、そのデマンドの方を利用しての方ですけど、これがあって良くなったと。で、私は一人でも乗らなければ、これが廃止になったら困るのでできるだけデマンドを利用してますという声も聞いております。だから、町の取り組みに対して住民の方からは良い評価が出てるといのように、私は思います。

このところで一番の問題になるのが、結局、持病を提げてて、必ず月に1回とか、ふた月に1回、いろいろあればありますけど定期健診に、中村もしくはけんみん病院。また、中村でもいろいろある病院の方に主治医を持って通われてる方が大勢おると思います。

そのように、ここは中村の方の四万十市の方になりますが、佐賀の方でしたら、四万十町の方の病院の方に通院されてる方が多くおいでのではないかと思います。そうしてその通院においては、いわゆる支線から出てきていわゆる幹線で、中村から佐賀間のバスの利用をすとしても、そのと、それからくろしお鉄道の時間帯。幹線道路を走る時間帯に支線を利用して出てくる方々が、支線、デマンドバス、地域運行等を利用されたと思いますが、そのときにくろしお鉄道とか幹線バス等の出発時間に一定の乗り継ぎ時間が確保できるように、乗り継ぎができるような運行はされていると思いますが。何か聞くとところによると、なかなかそれが四万十市の方の病院に行こうとしても、その時間帯が支線と幹線、くろ鉄の方の出発時間と、ちょっと間に合わん場合もあったりするようです。

そのことについて、どのように運行されているかについてを、まずお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の1、地域の公共交通についてのご質問の1番目のご質問、バスの乗り継ぎに関しての支障のない運行について、通告書に基づきお答えします。

現在、運行しております中山間地域の枝線となるフィーダー路線およびデマンドバスにつきましては町内の完結を目指すもので、四万十市など、町外への買い物や通院などにご利用の方につきましては、議員がご指摘されますとおり、幹線バスや土佐くろしお鉄道に乗り換えをしていただく必要があります。

このため、ご指摘されますとおり、幹線バスや土佐くろしお鉄道への乗り換えに配慮した運行時間や運行ダ

イヤとする必要があると考えられます。

しかしながら、ご利用される皆さまにつきましては、町外へのご利用のほか、町内での買い物や通院、銀行、役場など、さまざまな利用目的でバスをご利用されており、出発時間も含め、それぞれ利便性の高い時間帯での運行とする必要があります。

この運行時間や運行ダイヤにつきましては、ご利用される皆さま各位の利便性の向上を図ったものにする必要がありますが、それぞれの時間に合わせた運行とすることは大変難しい作業となり、バスをご利用されている皆さまにご不便、ご迷惑をお掛けしていることと思っております。

このため、これまでバス事業者さまとも協議をしながら、少しでも皆さまのニーズに合った運行時間、運行ダイヤとするよう努めてきたところではございますが、どうしても限界が生じることとなります。

公共交通の整備につきましては、さまざまなご意見やご希望がある中、利便性の高いものとなるよう努めてきたところではありますが、今後とも、住民の皆さまのニーズやご希望に配慮しながら、利便性の高い公共交通とするよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁では、町と行政としても、住民のニーズに応えるようにものすごく努力はされておるということは分かりました。

一つの提案としてになりますけど、朝の、四万十市とか買い物とは別にして、その通院、病院なんかでも大体曜日を定めて行かれると思いますけど。そういう方に間に合うように、午前中の一番便が何とか四万十市へ行くように連結がスムーズにいくとか。

これ、帰りまでのことを言うとなかなかそれは、皆さん病院が済んだらすっと戻るわけでもありませんし、それからまた、行たついでにお見舞いにも寄ろうし、それから買い物もあろうしですから、帰りのことについては私も、ちょっとそこまでのあれはようお願いは致しませんけれど。行きしの便、朝、西へ行くか東へ行くか。まあ佐賀の方やったら佐賀の方で、また四万十町の方の通院の方々の時間帯もあろうと思いますけど、できるだけ午前中の便を。

これ一番難しいのは、くろしお鉄道も、それから西南交通さんも、また町の方の枝線の方の運行も、すべて国の許可の下に基づいて運営をされてると思います。だから、もうダイヤル編成があるまでは、なかなかその調整は非常にやりにくいと思います。けどその中で、もしダイヤル編成がある場合に、できれば朝の1便か2便ぐらいを支線から幹線の乗り継ぎをうまいこといくとか、せめてくろ鉄を利用して。まあ、けんみんでしたら、くろ鉄を利用していく以外になくなってくると思います。

今から、私も含めですけど、私もいずれ車の利用は不可となると思います。そういうことを考えた場合に、移動手段としてはある程度公共の交通網を頼らなければ生活できないことは、もうすぐ目の前に来てると思います。だからそういう点を考えたときに、私、すべての時間帯を調整せれとは、お願いは言いません。で、できること、今から役場に考えていただきたいのは、朝の時間帯で通院可能な時間帯のところでのその接続がうまいことできるような、くろ鉄さん、それから西南交通さんとの話し合いを持って、次回そういうときがあれば、それに取り組んでいただけるかどうかを確認を致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、住民の皆さまのさまざまな時間のご要望はあるところですが、ご指摘も踏まえまして運行事業者さまの事情もあります。

そのへんも考慮しながら、今後の大編成時に要望を出していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

はい、分かりました。これにつきましては。

ほいたら、1 番の 2 の方に移ります。

平成 30 年の 1 月 9 日から、これ入学式じゃないんですけど、ぴかぴかの新庁舎の方で業務も開始となります。

今まででしたら、くろ鉄を利用してきた住民の方とか、いわゆるデマンド、それから支線バスで、枝線でここまで出てきた方は全部、入野のくろ鉄の駅の所でバスターミナルになってますんで、あこで降りることをやっております。そうすると、今まででしたらここの役場での用事、それから農協であれ金融機関であれ、すべて簡単に歩いていける距離だったと思います。にこ市で買い物しようが、農協で買い物して、ちょっと足伸ばして早咲の方まで買い物に行っても、比較的元気な人やったら歩いていける範囲にありましたけど、今度は、ここまでついてしまうと現在のくろ鉄の駅の所から庁舎に行かれる方については、もう歩いていくにはかなりの距離になりますし、距離的にも、見た目で見分けるようになり距離もあります。また、庁舎の入り口ではかなりなこう配の坂になってきて、坂も上がらなくなってきます。

そういうように、車とか、自転車で行かれる方もおられるかもしれませんが、ここの駅周辺に着いた方の徒歩で行く方ですね。その方々に対して、くろ鉄の駅周辺から新庁舎の間については、恐らく予算もついてますということですしあれですけど、交通対策が絶対に私も必要やと思っております。

町の方の対策をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の 1、公共交通についてのご質問の 2 番目のご質問、新庁舎までの交通対策について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますように、新庁舎が高台に移転しますと、これまで入野地域の中心付近にあった場所から離れてしまうことになり、住民の皆さまの利便性の低下を生じ、また、高台まで坂道を上ることも必要となり、ご高齢の皆さまなどにご不便をお掛けすることが懸念されてきました。

このため、庁舎移転に係る公共交通の確保につきましては、新庁舎の開庁に合わせて、入野地域に路線型循環バスの導入を図る取り組みを進めてきておりました。

入野地域に導入を検討しておる路線型循環バスは、庁舎移転に対応するための交通手段を創設することと、ご高齢の皆さまの移動手段の確保を図ることを目的としたもので、入野地域周辺を、決まった時刻に決まった経路を円を描くように循環するバスとして、新庁舎や土佐入野駅、あかつき館などの施設を経由するように計画をしておりました。

この路線型循環バスの導入に向けて、運行をお願いする予定である運行事業者さまとこれまで協議を進めて

きておりましたが、運行事業者さまのドライバー不足などの理由から、状況が改善しないと運行することはできない旨のご返事をいただいております。

このため、現在のところ、路線型循環バスの実施のめどが立っていないのが現状でございます。

しかしながら、先に述べさせていただきました懸念があるため、土佐入野駅から新庁舎までの間を、直営でシャトル便などによる移動手段の確保を計画しており、そのための予算として、今議会に補正予算案を計上させていただきます。

現在のところ、打ち合わせの段階で詳細等は決定できておりませんが、予算成立後、精力的に取り組みを進めることとしており、新庁舎の開庁に併せ、平成30年1月9日の運用開始を目指して準備を行っているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今のあれで予算も組んでいただいて、町単独でのシャトル便ということで答弁がございました。

ただここで、まあ出してくれるがやけん問題はないがですけど、変な質問ではありませんので。

シャトル便を出すかは、まあ言うたら時間的に、1時間行ったがが、30分おきに出てくるのかという。1時間に行ったら、1時間たってもんてくるのか。そのへん。1台で運行するか2台で運行するかで、30分おきにもんてくれるか。行ったら1時間たなあ次の便がないとか、いろいろ問題があろうと思いますが。

そのへんは、時間割的には1時間に1本。その、どう計画ながか。また精査されてないんですけど、どういう計画か。1本か、1時間に2本出るようになるがか。

そのへんだけを、再度お願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、まだ詳細は決まっておりません。

臨時雇用の運転手と町の運転手で運行するように、今、検討をしております。

その関係で、便数はまだ決まっておりませんが、先ほどの質問にも関連しますが、幹線の土佐くろしお鉄道とうまく連携できるような運行計画にしようということで、今、検討がスタートしたところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、できれば、住民のことを考えましたら30分に1本というような。なかなか、そのドライバー不足のところから始めるので難しいと思いますが、まあそのへんも考慮の中に入れて検討を、できれば。これはドライバーがおらんということですので、そこまでは無理なことが言えないかもしれませんが、できるだけ午前中とか午後の便のところ、昼間は抜きにしてでも住民の方々の利便性が上がるような検討をするようお願いを致します。

続きまして、2問目の方の金婚式についてをお伺い致します。

毎年、高知新聞社主催による金婚式、県下全般でやって、幡多地域でもブロック的に開催をさせていただいております。

その式典へ2年前に出席された方によると、私は自分が車の運転ができるのでご主人を乗せて会場に行ったけど、町内には運転免許を持っていない方、または返納された方とか、近くに子どもさんが住んでいなくて送迎をしてくださる方がないことで、欠席をされてる方も多数いるのではないかと思うというような。それで、幡多6市町村のうち、土佐清水、大月町、三原、宿毛などでは、役場から送迎バスを出しているということです。

調べてみますと、先の4市町村と四万十市の方では、旧西土佐村について送迎バスを出されておるようでございます。黒潮町だけが、今現在バスを出していません。

結婚されてからの50年というのは、短いようで長いことではないかと思えます。それはなぜかいうたら、自分そのものがあと5年もしたら金婚式かということを考えたら、長いようで短いような感じには受けませんが。50年というのは、まあ言うたら他人同士が一緒になって一つの家庭を築きます。うれしいこととか悲しいこととか、いろいろな人生の波を2人で、ご夫婦で手を取って越えられてきた、人生に一度の金婚式です。

いろいろ、予算とかいろんな面もありますし、今までなぜ行われていなかったかは、現在自分も今考えてみたら、このことに気が付かなかった自分も恥ずかしい限りではあります。

特に佐賀の方の方々になってきましたら、中村までの間を個人で行かないかななる。また、この入野近辺だったら距離も近いし、タクシーということもできますでしょうけど。そういうように、距離のあることを考えた場合は、もっと早くこういうことが取り上げて質問してない自分も恥ずかしいとがありますけど。

どういうことか、私は思うにはもうこういう幡多郡全域で、黒潮町を除いたほかはすべて取り行っておるということですので、これは役場の方も確かお知らせをしたいと思います。もうすぐ50周年の金婚式に対するあれが広報か何かでのお知らせが出ると思います。何月の何日までどこそこに申し出てください、いうことをやってたと思いますが。

だから、そういうようにして30年度からは会場までの送迎バスを出すべきだと私は思いますが、町の考え方を問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、金婚式についてのご質問のカッコ1、金婚式に平成30年度から送迎バスを出すべきと思うについて、通告書に基づきお答え致します。

高知新聞社、RKC高知放送、高知新聞社会福祉事業団の主催による金婚夫婦祝福式典につきましては、黒潮町を含む幡多6市町村が運営協力として参加し、毎年9月1日に四万十市を会場として開催されています。

幡多6市町村の金婚夫婦祝福式典への送迎状況につきましては、バスの送迎を行っているのが、宿毛市、土佐清水市、大月町となっています。

希望があれば車での送迎を行っているのが、三原村となっております。

議員のご指摘のとおり、黒潮町につきましては送迎を行っておらず、参加者が各自で参加している状況となっています。

町と致しましては、金婚夫婦祝福式典の送迎につきまして、来年度に向けて検討したいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

検討ということで答弁はいただきましたが。

ここでもらってます資料によりますと、いわゆる利用率ということで申しますと、宿毛市の方でかなり前からやってるということで。内容は何年というようなあれは受けておりませんが、半分ぐらい、今年は 22 組中 12 組が利用されております。

それから土佐清水の方でも、出しているけど事前に希望を聞いているので、半分ぐらい、今年は 22 組中 9 組の方が出してる。これもかなり以前からやってるということで。

四万十市は、要望に応じてということです。合併してから西土佐地区が対象として、対象者に希望を聞いて公用車を出している。

大月町の方も、かなり前から出しているとして、半分以上。今年は 17 組中 12 組の方が利用されておるといふ報告です。

三原村の方も出しておるけど、これも時期的にはかなり前からで、大体 2、3 組しかおらんいうて書いております。その三原の場合は、金婚式に出される方が。でも、それでも対象者に希望を聞き、あれば公用車を出しているというようになっております。

だから検討するというのも、これ、恐らく出すということでの検討だと思います。それならば、今言ったように、ほかの市町村がやられてるように、やはり対象者の方に希望を聞き、そして出すという。それによつたら、人数が多ければ大きなマイクロで出さないかんかもしれんし、人数が少なければワゴン車でもええとかいうようなこともなってくると思いますし。そのへんは、やはり希望を聞かれるということが第一ではなかろうかだと思います。

それと、やはりこれの出席するためのがは新聞にも載るし、また、確か広報の方でもそのように、金婚式を何月何日までに届けをしてくださいと。それ役場の方で調べれるのは、婚姻届でいくとまだ 48 年やけど、実質は 48 年から夫婦だったという方もかまんように書かれたと思うんですね。だから、実質 2 人が共同生活し始めてからの 50 年を金婚式というようにとらえていると思います。だからそれも含めて、やはり今から住民の方にきちっと、そういう催しがあるということをお知らせしたときに、30 年度からやるということで、想定で私は質問致します。やはり広報なりで周知していただく、住民の方に。それで、あこまで行く車の便があれば、かなりやっぱり行ってみろうかという人もおるかもしれませんし、そのへんを今からやるということ、来年はやるという想定で話しておりますので。

役場の方としてやるとしたら、その周知の仕方。いわゆる募集の段階で、まあ募集じゃないですけど申し込みの段階で、役場の方もバスを出しますよというようなことをお知らせして、役場の方に利用される方の把握をするということが一つ重要なことになると思います。

そのへんについて取り組みをきちっとされると思いますが、取り組みについての質問を致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、黒潮町では、町の広報誌、町ホームページ、および告知端末放送により、金婚式への参加を呼び掛けております。

先ほども検討するというので、一応送迎を行う方向でですね、周知の方法とか、それから集合場所とか、

いろいろと検討をしてみたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

この金婚式の方は取り込むということで、答弁としては満点だと思いますので、次の方へ移らせてもらいます。

3 問目の社会福祉センターについてをお伺い致します。この件は、平成 28 年 9 月議会の再質問となります。

住民の方から、やはり社会福祉センター、これからは福祉センター、本当は呼び名が違うみたいですけど、通常、社会福祉センターというように住民の方は呼んでおります。保健福祉センターというのか、何か正式名のございますが。まあ、ついてですが。庁舎は新しく高台移転になるが、福祉センターの移転はいつごろに、時期になるかとの声があります。住民の方々から。

昨年の質問に対する答弁の中では、福祉センターについては平成 25 年度の事業で 2,415 万円を掛けて耐震補強工事を平成 26 年 3 月 28 日に完了をしており、実際のところ、高台移転の協議の申し出や要請は町としては受けていないのが実状であり、現在のところ高台移転の計画は持ち合わせていないと。

福祉センターの建物自体は、自然の高台が近隣にあり、そこに至る経路は町内に張り巡らされた 200 本以上ある避難道路の中でも比較的安定度の高く、安全性の高い道路であると自分たちは認識しており、それを考えると、有事のときに人命確保が著しく厳しいという立地条件ではないと思っている。そういった大前提の上で、総合的な判断をしなければならない。現実的に直近、結構な予算を組んでおり、現在予算化している新庁舎、それから佐賀支所、こちらの建設が終わり、かつ交付税の一本算定の先がきちっと見えてこない精度の高い財政の部分の話が少しやりにくいと思っており、あと 4 年程度で交付税の一本化算定の先が見えますので、一度そちらを確認してからというのが今の現実的な答弁かと思うとありました。

確かに、高台移転をしなければならない公共の建物等はいくつかあります。町営住宅もあります。一番先でしょう、これが。本当を言うと。昨日の佐賀の庁舎、その前にある総合センター、福祉センター、商工会、沿岸地域の集会所など、取り組まなければならない事業が多くあります。特に町営、公営住宅というんですかな、公営住宅については先の澳本議員の質問に対して、きちっと町の方が、何年までにはこういう形でやっていきますよということを答弁しております。だからこの公営住宅については、ひとつ計画がはっきり見えてきたと思います。

町が言うように、取り組まなければいけない移転事業というのが多くあるのは分かります。また、交付税の一本算定までにまだ 2、3 年ありますが、町として高台移転に優先順位を決められた計画を進めていく必要があるのではないかと思います。これはそうなるまでに組んで、やはり、まあ計画はあくまでも計画ですので。優先順位をつけたとしても。その中で、どうしてもやらないかんもんが出てくると思います。それは先にやっていくような形ですということ、町で現時点で高台移転の優先順位をつけての計画をされているのか。また、今後もそれについてまだ一本算定がなっていないからということはどういうことになるか分かりませんが。

とにかく、そういう計画を持ってるかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

森議員の一般質問の、公共施設の高台移転の計画につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。公共施設の高台移転につきましては、さまざまな解決をしなければならない課題があると考えております。



津波による安全性とともに、業務効率や日常の利便性、そして、財源につきましても大きな問題でございます。

これまで地震津波対策としましては、公共施設の耐震化を図るとともに、避難タワーの建設、さらには避難道を整備するなどの対策を講じてきたところでございます。

実際のところ、昨年9月より進んだお答えをすることはできないところでございまして、優先順位等も実際のところつけてないのが現実でございます。

先ほど申しました財源の問題につきまして、庁舎移転、保育所の移転などの大型事業の起債の償還状況、そして、交付税の一本算定の減額の全体像を確認していくことが、まず、初めの検討作業というふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁、分からんわけでもありません。

優先順位をつけれというても、まだその償還も今から、庁舎の償還もあり保育所の償還もあり。特に今回の保育園の償還は、先の分がもう二重償還になるがやないでしょうか、当分の間というように思っております。建て替えて移ったのであって、先の分が戻さんでもいいよというわけにはならんと思っておりますので。そういう意味でも、なかなか今から財政的には苦しいことは分かります。やけど一本財源になって、先を見据えてということも分かります。

その町の言われることも十分に分かっておりますけど、やっぱり住民にしてみたら、これはいつになるろうかとか。特に一番良かったのは、公共の住宅に入っている方々、海岸縁の方々については、まだまだ先にはなりますけど、3、4年先になりますけどそうやってめどをつけて住民の方に提示したということで、それは良かったと私は思っております。

難しいかもしれませんが、住民の方々はやはり、あこにあるものが危険性があるとしたら、それはいつごろになるろうかというように思っておりますし、そういう意味合いから含めても、町として大まかな時期というか、これをやると住民の方がそのときできるように思われるかもしれんという不安もありますけど。町として高台移転の優先順位を、時期的に何年ぐらいたったらこういう所ができるというようなことも今の時点では一切言えないというものなのか。それとも、2年したらそういうように、地方交付税が一本化されれば、それも含めて住民の方に町の取り組みを示せるのか。そのへん。

ほんで、何年先ぐらいになったら示せるのかについて、再度お伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

前回の9月に町長の方でもお答えをしました、交付税の一本算定というのが4年をめどにというふうなお答えをさせていただいております。

交付税の一本算定の減額につきましては、5年間で徐々に減額をされていくということになっておりまして、それが昨年4年ということでもありますので、あと3年が交付税の一本算定のめどということにはなりません。

そのあたりでシミュレーション的には一区切りというふうなことで見通せるかなというふうなことで今考えておりますので、現段階でシミュレーションの一区切りというのが3年後というふうなことで見通しを立てて

ございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

3 年後ということでしたが、3 年後になったら行政の方も住民の方にそういうことを示していただけるということ。

3 の 2 の方に入ります。

私、これほんとは保健福祉センターというような呼び方になっちょうみたいですけど、社会福祉センターの入口東側、包括の建物。これは 1 階は保健衛生と地域包括センター、それとリハビリ室。2 階の方が健康研究研修室で、隣が調理実習室、厨房があります。現在、今日も作っていたと思いますけどその調理室を利用して、毎週水曜日に高齢者の一人暮らしの方で希望される方に、有料になりますが、ボランティア 8 名の方で昼食 40 食を調理されております。

佐賀の方では、何か 35 食ほど作っておるといわれておりますけど、佐賀の方は全然作る場所が違いますので、今回は旧大方で作ってるとこの質問となります。

で、40 食を調理されていますが、できたこのお弁当については、民生委員さんとかボランティアの方によって各地域の家庭に届けております。住民の方から、今の現在の建物が十分にそういうことに活用されている建物であるし、また、新しいのになぜ取り壊しをするのかとの声があります。この取り壊しについては、住民の方に再度周知する必要があると思っておりますが、もうそこへ目に見えてます。もう壊すかも何もかも見えてますけど。

それについて、再度住民の方にお知らせする考えがあるかを町の方に問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の 3 番目の、社会福祉センターについてのご質問の 2 番目のご質問、保健福祉センターの取り壊しの理由につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員ご質問の庁舎等の取り壊しにつきましては、国土交通省が施工する一般国道 56 号大方改良工事のため、支障となる公共施設として、平成 26 年 4 月 3 日付で国土交通省四国地方整備局長との間で移転補償の契約を締結しております。

この契約の中で、直接道路の敷地となる建物として本庁舎および水道倉庫が対象となっているものですが、産業推進室がある建物や、議員がご指摘されます地域包括支援センターがある建物につきましては、庁舎の行政機能と直結した業務棟であるため補償の対象となっております。

このため、道路の敷地とはなりません、産業推進室がある建物とともに、議員ご指摘の保健福祉センターの東側の包括支援センターなどがある建物につきましても、行政機能の維持のため一体的な補償の対象となり、この契約に基づき取り壊しの対象となっているものです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

はい、分かりましたけど。もうこれは、ここでこういう質問したことで今答えたことで、住民に周知ということで。もう3月に来てますので。問われたときにはそのように、また再度、私の方からも住民の方にお伝えさせていただきます。

そこですが、あの厨房を使われて、今、毎週水曜日、今日も40食程度の食事を作っております。ほいでそれは、あの厨房はものすごくいい厨房でして、まあそれに造ってますので。で、40食作るに8人のボランティアの方が来てやるということになりますと、かなりのスペースが必要になってくると思いますし、あれだけの調理のあれが要ると思いますが。多くのボランティアの方と民生委員が40食を毎週一回、朝間に合わすいうたら、早朝から来て作られて、各地域に配食をされております。特に40食を作るには、先ほども言いましたけど、かなりの広さが必要だと思います。この取り組みはこれからも継続されることにはなろうと思いますし、まあ、やりようことですから中断することはできません。これも平成7年から月4回、以前は、昭和60年からは月2回の配食、ボランティアさんでやって、平成7年からは月4回になって、民生委員と共同でボランティアとでやっておるといことです。この活動はある意味でやりだしたことであるし、また、やっていかなければいけない事業だと思います。これからもどんどん増えてくると思います。高齢になり、生活の行動範囲が狭くなってきたら、お昼だけでもまともなものという言い方はおかしいですけど、きちっとしたバランス取ったもんを食べる必要があろうかと思っております。

どこか場所があったとして、そこに対してはあの上にあります、今現在調理室、実習室にありますそういう厨房施設は、持って行って移動させてやれるような所に移動してやられるか。それとも、もう新しく確保されているかについてを問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

議員がご指摘されますように、2階の調理室につきましては、見守りネットワークと呼ばれる配食サービスのお弁当を毎週作っていただいております。また、食生活改善委員やさまざまなイベントのお弁当作りにもご利用をいただいております。

この調理室につきましては、ご利用も頻繁にされておることから必要な施設として考えておりました、社協、シルバー人材センターがある建物の大ホールの西側の2階の部分ですが、現在、さとう木としてご利用されている部屋に移設する計画を進めております。

この移設に関する工事につきましては、12月中に着手することとしたいというふうに考えておりました、今現在、準備を進めているところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

そのようにして、継続して事業が、町が後押しして支援してあげてやっていくということですので、これはずっと続けていただきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、午後1時半まで休憩致します。

休 憩 11時 15分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、今回は2点について質問を致します。

今回、皆さんが大変スピーディーな質問をしておりますが、できる限り時間を有効に使いたいですけど、まあどうなるか分かりません。議事進行に努めたいとは思っております。

1 問目、デマンドバスについてです。先ほどの森議員と大変重なる点があるんですけども、少々答弁が重なることもあるかもしれませんが、なるべく重ならないように質問致しますのでよろしくお願ひ致します。

まず、カッコの1点目ですけども、昨年の9月議会で、デマンドバスの現状とその後の方向性について質問をしております。

そのときには、町長より、平成31年度までには全町にデマンドバスを拡充するとの、大変前向きな答弁をいただいております。デマンドバスの必要性について、町長も大変重要課題の一つに考えてくれてると思っ、住民にとってはありがたい方向だと感じたことでした。

そのときの答弁で、馬荷田のルートや湊川鞭ルート、蜷川方面等の拡充について、今年度からでしたかね、馬荷田のルートなんかは、答弁がありましたけども、現状ではどうなっているのでしょうか。

まず、最初にお尋ねします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の1、デマンドバスについてのご質問の1つ目のご質問、昨年度からのデマンドバスの進ちょく状況につきまして、通告書に基づきお答えします。

ご質問の定時デマンドバスの進ちょく状況につきましては、昨年9月議会におきまして、黒潮町地域公共交通総合連携計画に基づき、効率的かつ柔軟で持続可能な公共交通を構築することとして、今後、町内全域、中山間地域中心に広げていきたい旨の答弁をさせていただいております。

具体的には、馬荷、大方橋川、御坊畑、上田の口方面のかきせエリア便。奥湊川、口湊川、鞭方面への湊川エリア便。併せまして、伴太郎、蜷川、米原、有井川方面の蜷川有井川エリア便の定時デマンド化を行うこととして、取り組みを進めていく旨の答弁をしております。

ご質問の、それらフィーダー路線のデマンド化の進ちょくにつきまして、個別に答弁をさせていただきます。

まず、かきせエリア便につきましては、平成29年度中の実施を目指し取り組みを進めている状況ですが、ご利用されている皆さまの利用傾向を見ますと、乗り換えにより、幹線バスを利用して四万十市方面への買い物や通院のために利用されている方が数多くいると考えられ、その幹線バスとの時間調整に難航している状況にあります。

また、湊川エリア、蜷川有井川エリアにつきましては、対象地域が広く、また、地域から入野市街地への移動距離も長いため、乗車時間が長くなる懸念があります。このため、効率の良い運行経路の決定や、幹線バスとの接続などが課題となっており、運行経路や運行ダイヤの調整に時間がかかっているのが現状です。

これらを調整しました上で、作成した運行ダイヤや運行運賃などの原案を持って住民説明会を実施し、合意が得られてから認可申請を行う必要がありますが、現状では、計画どおり進まず苦慮している状況になっております。

このように取り組みに遅れが生じている状況ではありますが、いずれにしましても、昨年の9月議会でお答えしましたとおり、計画しております全エリアのデマンド化を平成31年度までに終える方針で取り組んでおりますため、今後は、さらに精力的な取り組みが必要となるものと認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

さまざまな課題があるということですが。

かきせエリア便というのは、そうですね、割と中村方面に行く方が多いですから、その幹線バスとの調整がついてないと。それから、湊川の方は運行ダイヤの方で苦慮してるというような話でしたが。

住民説明会はどうですかね、いつごろできる予定ですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、いろいろな課題がありまして苦慮しておる状況です。

で、なるべく早期にということを考えておりますが、平成30年度になってからになるというふうに予想しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

一生懸命、いろいろと手を尽くされてるんだと思いますが。

じゃあ住民説明会も29年度にしなければですね、一応昨年の9月議会では29年度中に走らすということでしたけども、それが無理で30年度に持ち越すというふうに町民の方にお伝えしてよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

昨年の9月議会におきまして答弁させていただいておりますのは、遅くとも31年度までに実施をするということ答弁をさせていただいております。

そのため、怠けていたわけではないんですが、30年度中には何とか実施に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私がじゃあ答弁を読み違えたんですかね。31 年度までには全町を拡充するというのが方向でしたけども。

取りあえず馬荷線ですね、かきせエリア便というのは 29 年度中にやりたいというふうに私は聞いてたんですが、間違ってたら許してください。

それで順次、それに続いて湊川線があって、蛭川線もいくというふうに聞いておりましたので、その点をお尋ねします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、昨年 9 月議会におきまして、かきせエリア便につきましては 29 年度中に実施をするように取り組むという答弁をさせていただいております。

自分たちにつきましても、29 年度中に運行ができるように取り組んでまいりましたが、先ほど答弁させていただいた内容で、実施に遅れておるとい状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、カッコの 2 番の方に移りますが。

現状ではですね、運行開始について今お話聞いたように、なかなか当初の計画どおり進まないという点がありました。ですが、デマンドバスの需要の増大というのは想像以上に進んでいると考えます。

というのもですね、ご存じだと思いますけども、高齢化が一段と加速化されてる現状で、町民の間でまたデマンドバスの認知度が上がってるんですね。というのは、北郷地域の皆さんからは、このデマンドバスができてとっても助かってると。それから、便利でありがたいっていうお話をたくさんお聞きします。そういうふうに町民の方が言ってるっていうことは、ほかの地域の方々へもそれが広がっていておりますので、町民の皆さんから、自分の地域にも来てくれるだろうか。来るんだったらいつごろになるだろうか、というお尋ねがたびたびあるんですね。

計画どおりに進まない現状もあるんですが、それらの原因となるものを、答えにくいかもしれませんが主にどういう点というふうに考えらいいでしょうか。

ちょっとそれをお尋ねします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の、デマンドバスについてのご質問の 2 つ目のご質問、コース拡充に関する新たな課題などにつきまして、通告書に基づきお答えします。併せまして、遅れている原因の答弁にもなろうと思いますので、併せてお聞きください。

ご質問のデマンドバスに関する課題につきましては、先のご質問でお答えしましたとおり、計画している路線についてのデマンドバス化が予定どおり進ちょくせず、デマンド化にするための課題についての答弁になることをご容赦いただきたいと思ひます。

この定時デマンド化の取り組みにつきましては、その対象エリアの皆さまの利用形態や利用目的などに、しっかりと合致したものにすることが一番大切な取り組みになると考えております。

このため、各地域のエリアの広さや道路状況などの地域の状況に合わせたものとする必要がありますとともに、利用される皆さまのニーズに合わせた利便性の高い公共交通とするよう、事前に対象地域へ説明会を開催し、理解を得ながら取り組んでいくことが重要であると認識をしております。

また、デマンド化のためには、路線運行での認可から地域運行での認可の取り直しが必要なため、認可申請を行う必要があります。

このためには、住民の皆さまのご理解をいただいた上で、運行ダイヤや運行運賃、対象地域などの確定を行い、申請を行う必要があります、高知県および運輸局からの了承を得る必要があります。

これらの事務的な作業につきましても時間を要しますことから、早期に実現するための課題となるものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと私が質問を、すいません、課長にご迷惑を掛けてますけど。

今の話でですね、遅れてる理由っていうのが、住民とのニーズが合わないとなかなか、せっかくやるのに駄目です。じゃあ、地域の状況をいろいろ考える。いろいろ住民との話し合いがあって運行していくんですが、そちらの方が問題なり、住民との話し合いがうまく、まだまだ進んでないのか。そのニーズ状況の把握が難しくなくてうまく進まないのか。

それともですね、認可してもらうにはそういうルートが要りますわね。ルートといいですか、いろいろ手続きが要りますけど。それは分かり切ったことですが、そちらの方が難しいのか。そのほかいろいろ要因があるかもしれませんけど、住民に対するマンパワーが足りないという意味ですかね。

どういうふうにとったらいいですかね。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

説明の方がまずくて申し訳ありません。

まず、遅れている課題となっておるのは、運行事業者さまとの調整であったり、幹線バスとの連絡であったりが一番大きな課題となっておりまして、それらの原案がまだ策定できておりません。その原案を持って、地域に説明会というかご了承をいただきに行かさせていただいて、その後、認可申請という手続きになります。

それらの過程を踏みまして、やっとなら現実化されるという流れになりますので、もう少し時間がかかろうというふうを考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

ということは、ちょっと問題が大きくて、なかなか前へ進みづらい状況もあるかなと取れました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。また、4番あたりでお話ししますけど。

カッコ3の方に移ります。新庁舎への運行計画です。

これはほんとに森議員とすごく一緒になってるんですけども、森議員とおなじこと聞いてもいきませんので、課長の答弁したことに再度私が付け加えていくっていいですか、いきたいんですが。

新庁舎への交通アクセスはほんとに喫緊の課題ですし、もう間近に迫ってますので、どうしてもやらなきゃならないことですよ。で、住民もすごくここには関心があります。どうなるんでしょうっていうことで、でも、なかなかいろんなことがあって、まだまだここでは言えないということでしたので、分かっている範囲で私はお聞きしたいんですけど。

まず、1月9日から動かすということははっきりしてますよね。それから予算が、シャトルバスという感じで予算が400万挙がってますので、まあ実際、運転手さんのあれで動くということもはっきりしてます。

それで、課長の答弁です。入野地域周辺に路線型巡回バスを走らすと。円を描くように経由すると言われてたんですけども、住民はこれではちょっと分かりづらいです。

というのがですね、聞きたいのはデマンドバスのように、例えば、スーパーも寄って庁舎も行くのかですね。そうじゃなくて、入野駅からもうまっすぐ、行き帰り行き帰りするのか。それと、それから中村なんかはまちバスといって、ぐるぐるぐるぐる回ってますけど、という感じにとらえたらいいのかですね。

もう少し詳しく、構わない範囲でお答えできて、3番目で。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問のデマンドバスについての3番目のご質問になるということですので、3番目のご質問に対しましてお答えします。

いろいろ議員が最初に申されましたので、まず、そのへんのお話からさせていただきたいと思います。

1点目が、予算計上をこのたびさせていただいておりますが、議員は400万という金額を申されたと思いますが、正確には40万ほどの予算要求をさせていただいております。

次にですが、森議員の答弁と同様となりますが、路線型循環バスということで予定をしておりましたが、事業者さまのドライバー不足等により、現状では実施のめどは立っておりません。

そのため整備をさせていただきたいのですが、まず、そのために現在のところ、直営で土佐入野駅から新庁舎までのシャトル便の運行を計画しております。そのための補正予算案が40万となっております、町の運転手と臨時雇用の運転手で運行をしたいというふうに考えております。

それと、ご質問がありました路線型巡回バスの経路につきまして、少し詳しく答弁をさせていただきたいと思います。

ただ今、庁舎内での原案ということになりまして、これを持って運行事業者さまと調整をしたいということでご理解をいただきたいと思います。

まず、巡回コースとしまして2つのコースを原案として作成しております。

巡回する順序はちょっとまだはっきりしませんが、コースの1つ目について、まず、錦野のあったかふれあいセンターからスーパー、新庁舎を経由しまして、緑野団地、それから下田の口を通りまして大規模公園に行きまして、土佐入野駅、現在の庁舎を回る1つ目のコースと。

2つ目のコースは、同じように、よりあいの方から説明致しますが、よりあいを通過して、今の国道56号線を



通って、早咲の市街地を通ってピオスに行きます。それで大方球場を經由して、また旧庁舎、入野駅を通りまして旧庁舎に回るコースを、今、原案として作成をしております。

これを持ちまして、運行事業者さまとも協議をしながら、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

予算ですいません。400 万とばかり思っていましたから、ああ、これはかなり充実したものになるなと勝手に考えておりました。40 万でした。運転手さんの賃金でしょうか。

今、だいぶ課長の方から原案としてお話いただいたので、少しイメージが町民の方にもわくと思うんですが。私は入野地域をぐるぐるっと回るのかなと思ったら、かなり今の準備段階ではどうなるか分からないけども、緑野団地だとか下田の口方面ですね、あっち方面も回って、スーパーも通ってということですので、かなりなコースですよ。

それからもう1カ所は、今度は東側ですから早咲方面、ピオスの方も通るということですので。コースはどういうふうになるか分からないけどそのエリアを回るということだと、利用する方は庁舎も行くし、あつたかふれあいでしたね、そこも行けるし。いろいろ使い勝手がいいわけですが。

もちろん、スーパーにも乗り降りできるというふうに、確定じゃないかもしれないけどそういうピオスも回るとかいうことは、デマンド化も考えて、ただの運搬だけじゃなくて、そういうふうに町民はとらえてよろしいんですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

そのコース上でありましたら、どこでも乗れるような形を取りたいというふうに、今現在考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

入野地域、その周辺の方はですね、山間地からしたらかなり便利なところには住んでおられるんですけども、それでももう高齢者が足が悪くて、なかなか駅まで行けない、バス停まで行けないという方にとっては、庁舎ももちろん行けるし、通るコースは止まってくれるという点では、デマンドバスの一歩進めた形ということでは大変ありがたいと思っております。

それで、1月9日にはどうしてももうこれは走らせないと、住民は役場に行かなきゃいけませんので、いろいろとね。これはもう必ず走るというふうに、どういう形になるか分からないけど1月9日からは絶対大丈夫ですよということ。

再度すいません、確認します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

非常に苦しいところなのですが、現在、1月9日必須ということで準備を進めておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

はい、分かりました。そういうことで、苦しい答弁で大変申し訳ありません。

それでは、カッコ4に移ります。

デマンドバスの空白地域への拡充ですけれども、先ほど少し課長の方からどういうふうにするかという答弁もありましたけれども、だから一定方向は出てきておりますが、当初の計画で遅れてるということはですね、先ほど答弁がありました。

一つはですね、今あるルートからさらに拡充していかなきゃならないわけですが、そういうことが、31年度までやりますよと言われたんですが、そういう点についてもいろいろ頭の痛い点はたくさんあると思うんですが、料金の問題とか規制交通とかの問題もあるでしょうが、変貌といいますか、どういうふうに言ったらいいのかな、さっき答弁がありましたからあれですが。拡充していく方向でさらに一步進めていくのは、30年度以降でしたかね。先ほど教えてくれました、3ルートありますね。新しく。それ以外の所ですね。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の、デマンドバスについてのご質問の4番目のご質問になろうと思います。お答をしたいと思います。

4ルート以外に拡充する計画はないかというご質問であったと思います。4ルート以外につきましては、佐賀地域での対岸町道路線につきましても空白地帯を解消するため、これまで川奥地区、市野々川地区の路線バスの運行を行い、空白地域を埋める取り組みも行ってきておりますが、この対岸町道路線につきましても、今後は路線運賃の低廉化を図るとともに、ご高齢の皆さまなどの移動手段を確保するための取り組みとしまして、佐賀地域でも運行できるように路線の延長にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

議員がご指摘されますとおり、今後の高齢化の進展等をかんがみますと、公共交通の構築は重要な施策の一つに挙げられると考えられますので、しっかりとした取り組みを行っていかねばならないというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もちろん佐賀地域の方にもね、拡充していかなきゃならないということで今答弁がありました。それで、しっかりやっていきたいということはよく分かりました。

政府はですね、地方創生といって旗を掲げているんですから、地方もそれに基づいたプランで動いているわけですが、地方の交通対策こそ、地方創生には緊急性の高い課題だと思います。それで、それに基づいた国からの補助制度というのはもちろんあるんですけども、補助制度がなきゃこれはできないですよ。その補助制

度が、ほとんどは補助がありますとか、いや半分ですとかって、いろいろあると思うんですが。県の補助もあると思うんですが。

その補助制度についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

バス運行に関しまして、補助制度としまして約2分の1が運輸局、県が4分の1で、4分の1が市町村の負担になると認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

通告書の4番では、工夫も必要じゃないかというふうに出しました。いろんな課題があって、係の職員さんにとっては日々頭の痛いことだと思いますが、拡充するスピードアップも考慮しての工夫は何かありますかということでも4番に出してあるんですけど。

例えばですね、現在実施されてるコースですよ。また、近々実施される地域の充実も大変大事です。考え方としてですね、北郷コースが今、週3回の一日5往復行っていると聞いてますが、これはもうとっても住民が使いやすいように工夫されていると思います。その上、予約制ですので、利用者が誰もいないときは走らないという効率化も図られております。

それで考え方もすけども、現在のコースを、例えば週3日走っての週2日にして、週1日でもいいからほかの地域を走らす。そういう工夫は難しいのかなというふうに、私思うんです。

というのがですね、一日も早く全町を網羅することを重点課題にしていると思うんですけども、今やろうとしている所をすごく利便性が高くなる。それももちろん大事ですが、町全体にどう拡充していくかってところに重点を移した場合には、今言ったように週3日走ってるところを週1日にして、広げていく方法が取れないものかということをお聞きします。

というのはですね、高齢化というのも待たなしで押し寄せていますので、地域の住民にとっては、たとえ週1日でもデマンドバスの運行がありますととっても助かりますし、高齢者にとっては特にデマンドバスの運行が喫緊の課題になっております。2年先、3年先って、もう待ってられんよってよく言われるんですが。

このへんについてですね、やり方を少し変えていくということはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご指摘されるご趣旨はよく分かるところですが、住民の皆さまのニーズもさまざまです。例えば、週1回で住民のニーズが満たされるか、というところにも課題があると思います。

それらの改善につきましては、住民の皆さまと協議をしながら改善も図っていかないとはいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

急に提案されて、週3日走ってるのを2日にして、1日ほかのどこ走らすような方向は取れないか言われても、はい、そうしますってなかなか言わないとは思いますが。

とにかく全町を早く走らせてもらいたいっていう、住民のニーズがありますよね。でも、さまざまに要望はありますよ。週1回では足りないとか、もっと早くしてくれ、便をこうしてくれとか、ありますけども、そういう細かいこと全部はなかなかできないですわね。一定のところ切り離して行って、まず走らすと。そういう方向が取れないものかっていうのは、まあこれは私の考えですけども。

先ほど森議員がありましたけど、やっぱり病院に行かなきゃならない。また、日々の買い物があるという点です、一定、それを住民の必要性をカバーしていける方向っていうのに考え方を考えていくということが。私は今後ですね、今なかなか、運転手さんも足りないだとか運行状況が何とかありますから大変ですけど、拡充するという点を重点に置くという点では、全町を回るということを重点に置く点では、そういう考え方、一歩前に進んでどうでしょうかね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

恐らく、一日も早く全町域をとということだと思います。密度は低くても、まずスピード感を持って全町に拡充することが優先ではないか、というご質問ではないかと思えますけれども。

課長の答弁とも重複しますが、好き勝手に走らせていいということになってなくてですね、いずれにしても路線認可が必要になります。で、その事務作業というのは間違いなく必要になりまして、そのための住民の皆さまとの調整も必要になりますので、どこかを削ってどこかにということは、すべての路線が決まった上でドライバー不足に対応するために全体調整をかけるということでは機能するかも分かりませんが、今議員からご提案いただいたような案件で進めることが飛躍的にスピードを増すかということですね、きっとそうはならないことになります。

従いまして、デマンドを心待ちにされている住民の皆さまもおられようかと思いますが、当面、デマンド化がされるまでは現行の路線バスのご利用をいただきながら、これから地域に入らせていただいて、いかに住民の皆さんが使い勝手のいいものになるのかという協議に入りたいと思えますので、今しばらくお時間を頂ければと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私も好き勝手に走らすというふうに言ったわけでは、決してないんですよ。住民のニーズはこうありますのでという提案でしたので。今、町長の答弁で分かりました。ぜひ、またそういうことも考えて、今後対応していただきたいと思うんです。

私たちはですね、できる限り住み慣れた地域で最後まで住み続けたいと願っております。そのためには、都会よりも地方に住む住民にとっては課題が多岐にわたると考えます。健康の問題や福祉政策の充実による住民サービスの拡充っていうのは、現在もかなり力を入れてですね、例えばあったかふれあいセンターとか、そう

いう所にもよく見られますように、10年前とは相当進んだと思っております。

その福祉施策の中では、交通弱者への対策も大きな課題です。先ほども言いましたけども、高齢者にとって、病院へ通う、買い物をする。この2点が確保できないと、住み慣れた地域で最後まで住み続けることはかなり困難です。

参事にお尋ねしますけど、全員協議会のときに参事から資料が配付されて、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略で平成30年度からの新たな黒潮町総合戦略が策定されると。そういう説明がありました。詳しい内容については分かりませんが、デマンドバスを一日でも早く町内全地域に拡充するには、福祉政策では重点課題、緊急課題として、30年度からの取り組みに取り上げられておりますでしょうか。

それをお尋ねします。

議長（山崎正男君）

参事。

町参事（北岸英敏君）

それでは宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ご紹介いただきました新たな総合戦略ですけれども、こちら全員協議会ということで事前のご説明でしか触れておりませんでしたので、簡単にご説明させていただきますけれども。

昨日、町長の答弁でも少し触れられていたかと思っておりますけども、現在、行政内部の方でおきまして、来年度を目途に新たな総合戦略の策定を目指して検討を進めているところです。

その新たな総合戦略におきましては、産業振興を中心とする創生計画をはじめ、福祉計画、教育計画、防災計画などなど、この4つを中心とする基本的な施策を取りまとめた大きな大戦略として策定作業を進めているところです。

今、議員が一連のご質問をされていましてご懸念の交通弱者対策につきましては、新たな総合戦略の中におきましては、創生計画もしくは福祉計画の中で盛り込まれております小さな拠点の形成ということで、その中に位置付けられるものではなかろうかというふうに考えているところです。

この小さな拠点という考え方ですけれども、現在その町内の方で整備を進めております、あつたかふれあいセンターや集落活動センターなど、議員もご指摘いただきましたけれども、全町の中でそういった拠点となる施設の方を幾つかのエリアに区切って整備を進めているところです。

この拠点施設ですけれども、町内の方々、住み慣れた地域で暮らし続けていけるように、必要な機能をどうやってその地域地域で確保していこうかということの基本とする考え方でございまして、この小さな拠点の中に公共交通、あるいはその交通弱者対策の方も盛り込まれるのではないかとというふうに考えているところです。

その現在の取り組み状況としましては、先ほど総務課長の方から答弁させていただいておりますおり、なかなか調整中の所が多くございまして、いつまでに実施できるというような確定的なことが答弁できないんですけれども、町としましては非常に重要な課題というふうに認識しておりまして、この新たな総合戦略の中にも、しっかりとこの公共交通、交通弱者対策を位置付けていきたいというふうに考えているところです。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

参事から、新たな総合戦略の中にもしっかりと位置付けてくれるという答弁がありましたので、1番の問題はこれで終わります。

続きまして2番に入ります。マイナンバー、個人番号制度についてです。

マイナンバー制度については、今年の6月議会で質問をしております。住民の多くは、まだまだ制度の内容もあまり詳しく知らないし、分からないまま自分たちの生活の中に入ってきている、そういう感じがあるように思います。

しかし、この制度を知れば知るほど、家族の間でも見せてはいけないものを管理する、管理しなきゃいけない。そういう問題や安全性の問題、もしかして不注意で個人情報がびっしり詰まったものを紛失するか盗まれるか、何か事故があったときなどのリスクを考えれば、むしろマイナス面の方が多いと感じている人が増えています。特に、高齢者にとっては大変重荷になっています。

6月議会でも言いましたが、この制度は国民から求めた制度でもなく、国民が必要とする制度でもありません。そして事業を行っている業者さんにとっては、従業員のマイナンバーを否応なしに取り扱わなければならなくなりまして、管理する上でも大変な負担を強いられ、頭の痛いものになっています。

また、自治体にとっても、余分な手続きや個人情報の管理対策など、事務も多岐にわたって負担も増えているんじゃないかと思います。

この制度は、政府にとってこそ国民を管理する上で必要な制度だと思います。今までは、年金は日本年金機構が管理して、世帯や住所というのは市区町村等で管理をし各行政機関ごとに管理されていたのですが、マイナンバー制度ではそれぞれの分野の個人情報が結び付けられて、国が一括管理できることになりました。その上、民間企業もこの番号を扱うことになり、個人の番号を官と民が扱う仕組みになっており、情報の漏えいする危機感が高くなっている制度だと思います。

そしてカッコ1番の本題の方に入っていきますが、6月議会で取り上げた内容で、5月に市町村が事業者に送った住民税特別徴収決定通知書については、この通知書にはマイナンバーを記入する欄が設けられており、その書類を黒潮町でも事業所に送付してるわけですが、個人情報漏えいの危険性を懸念した質問を致しました。

残念ながら、間違っ配る、誤配が5月に出ており、7月に分かって新聞にも取り上げられましたが、その際の経過と、それに対する処置はどうだったかを最初に伺います。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、2、個人番号制度についてのカッコ1、今年5月のマイナンバーを記載した住民税納付通知書の誤配に伴う経過と措置について、通告書に基づきお答えします。

まず、経過についてですが。発生日時は、平成29年度町県民税特別徴収税額の決定通知書を各事業所に送付しました5月8日となります。その後、7月19日に、当事業所からの連絡により判明したものです。

誤配の内容につきましては、住民税給与特別徴収対象者ならびに勤務している事業所に、誤って読み仮名が他の同一氏名の方の個人番号、住所、氏名等を付記し通知したものです。

その後の対応につきましては、誤配の具体的内容を整理し、黒潮町特定個人情報の取り扱いに関する管理規定に準じて、総括保護管理者である総務課長、ならびに上司へ報告するとともに、松田副町長と税務課の保護管理者であります私が当該事業所に出向き、ご本人ならびに事業所の代表者の方に謝罪するとともに、納付通知書の差し替えを行いました。

また、事業所とは関係がなく、同姓同名により誤った側の町民の方へは、町長とともにご自宅へ訪問し謝罪を致しました。

なお、個人番号につきましては、ご本人の了承をいただき、その場で個人番号の変更手続きの申請をしていただき、変更手続きを完了しました。

また、並行して税務課内では、すべての納税通知書を発送した1万134人の方の再チェックを行い、本件以外に個人番号などの誤りがないことを確認しております。

また、関係機関への対応につきましては、総務省からの地方税の事務処理において特定個人情報の漏えい等の緊急事案が発生した場合の対応について準じて、県を通じて特定情報保護委員会等関係部局へ報告を行うとともに、町ホームページならびに報道機関へ公表を行いました。

今後の再発防止策につきましては、これまでも個人情報漏えい防止を念頭に事務執行に努めているところですが、再度、個人情報の重要性を認識し、複層的なチェック体制の構築を図るべく、事務処理体制および作業手順の見直しを行い、実効性のある再発防止策を講じているところです。

今回、不適切な事務処理により町民の皆さまに大切な個人情報が漏えいしたことにつきまして、この場をお借りしましてあらためて深くおわび申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町の方も誠意を持って対処しているということですので、カッコ2に移ります。

行政としても、注意に注意をしていたと思います。こういう問題が起きたのは、決してずさんな扱いだっただとは思ってないのですが、たまたま簡単な間違いとか勘違いが生じてしまうということは、誰にでも、いつでも起きる可能性があって、間違いが絶対、100パーセント今後生じないということは言い切れません。

このような誤配の危険も実際にあったことですし、来年は住民税通知書にマイナンバーを記載しないで事業主に送付してもいいのではないのでしょうか。

というのはですね、国税庁のホームページによりますと、事業主は従業員から提供された個人番号を控えた台帳を一つ作っていれば、それ以後は従業員に個人番号の提供を再度求めないで事務処理を行うことができるとされています。一回従業員から提供されたらですね、それを使うことができるとあります。

今年ですね、行政から事業主にマイナンバーを通知書に記載して送っていますので、事業主は従業員の個人番号を控えることができまよね。ですから行政側の義務はもう果たしてるわけですので、情報漏えいの危険性もあることから、記載しないで送付したらいいんじゃないかなと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、カッコ2、誤配送の危険も現実起こっており、来年度は住民税通知書にマイナンバーを記載しないで事業主の方に送付してもいいのではないかと、についてお答えを致します。

議員が申されますように個人番号は大変重要な情報でありまして、取り扱い方によっては個人のプライバシー等の権利、利益に影響を及ぼしかねないことを、先ほどの個人情報の漏えいを基に町振興機関会議で再確認をし、各担当課長を通じて町職員一人一人に再認識をさせ事務を行っています。

税務課としましては、特別徴収事業所から随時届く給与所得者異動通知書に基づき特別徴収税額通知書を事業所へ送付するため、個人番号を取り扱う部署や担当者さまに確実に送達されるよう、通知書作成時ならびに封入時に複数の職員で確認し合う等、再発防止に努めているところです。

ご質問の、来年度の住民税の特別徴収事業所さまに送付する特別徴収税額通知書への個人番号の記載につき

ましては、6月議会でもご答弁させていただきましたように、総務省からの通知に基づき来年度以降も記載をお願いする方針でございます。

なお、特別徴収事業所さまには本年度同様にご理解とご協力をいただく必要がありますので、通知書発送時には個人番号の取り扱いについてのお願い文書を同封をさせていただきます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

住民にとってはですね、被害を被るのは自分ですので真剣な問題です。個人情報保護の観点から十分気を付けてると、今、答弁がありました。もちろん気を付けてると思いますが。

他市町村では、米印、アスタリスクって言いますけど、そういう記号を番号の代わりに記載したりですね、番号そのものを記載しないで発送している自治体が、6月議会でも紹介しましたが、全国では数多くあります。

課長の今の答弁では、地方税法施行規則の規定というのが総務省からありますから、規則の規定があるから来年度もやりますよということですが。全国ではこの通達は通達として、通達とした上でですね、独自の判断をしている自治体があるわけですね。6月議会で言いましたけど。

四万十市や宿毛市の身近な自治体も紹介しましたが、高知市での判断をもう一度紹介します。高知市は議会で次のように答弁しています。マイナンバーの必要性和リスクを考慮した結果、通知書への記載は行わない方向で検討と答えて、実際、通知書への記載はしないで送付をしています。国の通達で言われる必要性和住民へのリスク、この両方をてんびんにかけてとですね、送付をしないという判断を高知市は採ったわけです。私はこの高知市の判断、姿勢というのは、見習う点があるんじゃないかなと思います。個人情報保護への意識、業者へ郵送で送付するといった危険性に向き合う姿勢、深く考えての措置だったと言えるのではないかと思います。

これが黒潮町では足りないとは言ってるわけではないんですが、このへんの危険性、リスクについて検討された上での判断だったとは思いますが、送らないという先進例もあることから、実際誤配もあったわけですからそういう先進例も見習ってですね、再度送付をしないという検討をしてみてもどうかと思うんですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

議員申されましたように、県内で複数の市町村がアスタリスクで個人番号の一部を隠す、または記載しないという自治体もあります。

このことにつきましては、先ほども答弁しましたように、黒潮町としましては平成28年の税条例の改正もさせていただきますいておりますが、27年12月議会の定例会において、こちらの方で、個人番号の記載をするという部分を条例化をさせていただきます。それに基づいて、本年1月1日より施行するというところで執行しております。

なお、議員が申されますように、本当に個人の方にはリスクの大きい問題になっております。その分につきましては、先ほども答弁致しましたように、課内でどういうふうにもこのリスクを軽減するか。実際、100パーセント漏れないということはありませんかと考えておりますので、そのあり得ることがどういふことがあり得る



か、どの段階でそういうことが起こり得るか。そういうふうなものを洗い出して、そして、それをどういうふう  
うに処理をすべきか。それで、個人情報をおいかに自分たちが守っていくか。そういうことを事務執行の見直し  
をしております。

そういうことを含めて、個人番号につきましてもは通知をさせていただきますが、私たちもその個人番号なら  
びに個人情報をいかに守っていくか。そういうことを念頭に置いて事務を重ねていきますので、よろしくお願  
いします。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

6 月議会での答弁も大体おんなじようなことですが、マイナンバーを記入しなくても、アスタリスクを隠  
しても、ねえ課長、ねえ。地方税法上、罰則はないという答弁をなさいましたよね。

罰則はないということは、記載する法的な義務はないというわけですね。

どうですか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

議員が申されますように、罰則はありません。また、義務はないため、罰則はないということになります。

ただし、個人情報を私たちは守るために、先ほど黒潮町が行いました同一仮名氏名の方の重複、そういうふ  
うなことがないように個人ナンバーを活用することによって、その方の個人情報が漏えいされないと。そうい  
うふうな形で、記載を今後もお願いしていくということになります。そちらの方は、こちら町職員がどの部署  
にもなりますが、来客の住民の方にご説明、お願いして、記載をご了解の下に書いていただくと。そういうこ  
とになります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと最後の方、分からなかったんですけど。

住民の方のご了解を得て、というよりは一方的に。了解得るとか何かやなくて、業者には一方的に送るんで  
しょう。これを。

私の聞き違いですかね、それ。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

大変すいません。

特別徴収事業者さまには、黒潮町の方からの個人ナンバーを記載して送らせていただきます。

ただし、その際には個人ナンバーを扱うための危険性というかですね、そのご理解と、またご協力の手紙は  
同封させていただいてご協力をお願いすると。それをさせていただきます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

黒潮町が送るということを採ってるのは、多分総務省の通達があるんですが、地方税法施行の規則の規定というのが課長は6月議会でも言われましたけど。それが総務省の通達は、地方税法第245条の4第1項に基づく技術的助言であるというふうに、わざわざこの最後の方に書いてありますが。これ、5月18日の通達がそういうのがあります。技術的助言と。

それで、その後7月6日に出された総務省の通達にはですね、その技術的助言について書かれてあって、いろいろあるんですけど最後の方ですね。技術的助言の通達は、地方公共団体の自主性および自立性に配慮することと。地方公共団体の自主性および自立性に配慮することと、この文言がわざわざ付け加えられているわけです。

6月議会でも私、紹介しましたが、国会でもわが党の議員が、住民の利益を考慮した自治体の判断に対しては国は尊重すべきじゃないですかという質問をしますと、その当時の山本幸三地方創生担当相がですね、国と地方公共団体の関係は対等関係というふうに答弁をしております、国の自治体の判断を尊重すべきとの認識を示しております。そういうことで、高知市なり、それからそのほか全国で、個人番号、マイナンバーを記載して送付しないという方向を採っていったと。そういう自治体があるわけですが。

地方自治体っていうのは住民の福祉の向上であって、住民のために国の防波堤となって住民の暮らしと安全を守るのが役目だと思います。国と住民との間に挟まれて、地方自治体は常に厳しい。時には苦しい判断を迫られる内容も多数あるかと思いますが、どこに軸足を置くのか。どちらを向いて政治を行うか、常に問われていると思います。国の意向としては、何とか個人番号を普及させていきたいのでそういう通達を出しますが、地方公共団体の自主性、自立性を配慮しますよと。配慮してくださいということと、国と地方自治体は、判断を尊重すべきという認識があるわけですから、国の意向を、国がやりたいというそういう意向を付度(そんたく)しないで、住民の立場に立った政治をしていただきたいと思うんですが。

これは全般にわたりますけど、今後、そういう点で質問していきたいんですけども。もう記載するということですので答弁は変わらないでしょうから、今後、住民の立場に立って今後も政治をしていただきたいということで、次の3番に移ります。

カッコ3番ですね。現在、役場でマイナンバーを扱っている課は、どのような課があるでしょうか。

その点を教えてください。

議長 (山崎正男君)

税務課長。

税務課長 (尾崎憲二君)

それでは宮地議員の、カッコ3、役場でマイナンバーを扱っている課はどのような課があるかについて、お答え致します。

黒潮町役場の機構ですが、総務課をはじめ、10課2室、教育委員会ならびに議会事務局等の3事務局の、16の組織で各業務を行っています。

ご質問の個人番号を扱っている課にですが。まず、窓口業務を所管をしています、税務課、住民課、健康福祉課、地域住民課。住宅業務を所管しています、まちづくり課、建設課。保育所業務を所管しています教育委員会で、個人番号を扱っています。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁ですと、すべての課で取り扱うことになってるということだと思いますが。

カッコ4に移りますね。

カッコ4では、書類管理と窓口対応の2点を出してあります。それで、窓口対応についてはカッコ5の質問と重なりますので、ここでは書類管理についてお尋ねします。

個人番号が記載された文書を発送をしたり扱ったりすることは、担当者が決められて、記載された文書は金庫に保管すると。そういうことが義務付けられているんじゃないかなと思いますが、まあ管理する方にとっては厳しい罰則規定もあり、この点では民間企業も同じです。

セキュリティー問題として6月議会で質問をしております、詳しい答弁もいただいておりますので細かくは必要ないんですけども、書類管理、どのようになさっているか。

概略の答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

宮地議員の、カッコ4、各課における書類管理について、個人情報を守るためどのような対応を行っているかについてお答えを致します。

書類の管理につきましてですが、各担当課において、黒潮町特定個人情報の取り扱いに関する規定に準じて管理をしています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、概略でお願い致しますと言ったんですけども、それはそういう規則に基づいて管理してるという。当たり前ですから。

もっと細かくですね、もう少し詳しく説明いただけますか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

大変すいませんでした。

まず、データ、媒体の管理。これにつきましては、先ほど言いました管理規定に準じて、定められた場所に置いて保護管理者の下によって管理をします。それは書庫、その他等に保管し施錠をします。そういうことになります。

また、廃棄等につきましては、その特定個人情報またはその媒体、データですね。データが不要になったときには、保護管理者の指示に従って処分をしていくと。

また、個人番号の利用の制限、そういうふうなことにつきましても同様に、この情報管理規約に基づきましてその手順に基づいてやると。そういうことになっております。

あと、媒体等の照合につきましては、保有特定個人情報の重要度に応じまして入力するファイルですね、原簿。そういうものと照合しながら、個人情報を突合させて管理をします。そういうことになります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少し私には分かりづらかったんですけども、まあ管理規定に基づいてしっかり管理してますよというふうに。ここは詳しくはもう質問致しません。

カッコ5に移ります。

じゃあ、実際に使わなきゃならない住民への対応についてですが。個人情報保護法の改正が行われて、この個人情報の一つにマイナンバーが加えられたわけですよ。

来年1月1日からは、銀行口座へのマイナンバーの付番が2、2で始まります。任意ではありますが、諸民の懐にまで手を入れて、国の管理下になるのかなと考えると、国民は丸裸にされていくようなら寒さを感じる人も多いことだと思います。

この法は、平成28年、昨年ですね、1月1日から運用され始めました。行政手続において行政が使用することになり、行政が使用するわけですよ。住民が何かを申請するとか、提出する手続きとかにマイナンバーを求められることがあります。

住民にとっては、自分の個人情報が詰まっている番号を簡単に提示することに抵抗があるのも当然です。番号の提供を拒否したり、嫌がる住民もいても不思議ではありません。マイナンバーは個人情報の最たるものです。住民の暮らしと財産を守るという観点から、今まで以上に慎重に、また丁寧に対応していただくことを求めます。

それらを踏まえ、窓口対応も含めてですね、個人情報を守るためにどのような対応になっていますか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、カッコ5、住民の皆さまが各窓口で事務手続きを行う際の個人情報を守るための対策についてお答え致します。

各窓口の対応についてですが、黒潮町特定個人情報の取り扱いに関する規定に準じて対応しています。

具体には、第三者に情報端末に表示されている保有特定個人情報が閲覧されないように、特定のパソコン端末を配置し、そのお客さまの対応が終われば、対応した職員はその画面を閉じることを徹底をしています。

なお、税務課の場合、住民税の申告書を基に対応する場合がありますが、その際には、ファイルの保管場所でご本人の書類のみを取り出して、第三者の書類が閲覧されないようにしているところです。

また、新庁舎におきましては、第三者から保有特定個人情報の書類等が見えないように、来客カウンターに間仕切りを設置する等の配慮を考えているところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

新庁舎になればですね、間仕切りも作って、もう見えないようにして、他人からナンバーが見えないように

していくと。そういう配慮もしていくということです。

それで、行政からですね、マイナンバーがなかったら何かの手続きはできませんよとか、申し込みができないよって言われますと、丁寧な説明は窓口でされてるとは思うんですが、窓口に限りませんわね。丁寧な説明は住民にされてるとは思うんですが、住民は言われるままに提出していることが多いということはないでしょうか。

住民にとってですね、マイナンバーを書かないと手続きができないとか、もらうものもらえないとか、たとえ強制的な言い方でなくても、見えない強制を感じると思います。実際、私も感じたことでした。

それで、住民が手続きする上での強制はありませんか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

マイナンバーの強制についてでございますが。来客の方が見えられたときに、個人番号の記載が必要な書類。その場合につきましては、各窓口の担当者がご本人さまに記載の必要性を説明をさせていただいています。ここでご本人さまの同意の下、記載をしているものです。

なお、同意が得られない場合、この場合につきましては他の書類で確認をしており、個人番号の記載について強制はしていないという認識で私たちはおります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長が必要性を説明して、それから、それに同意ができない場合はほかのことで処理をして強制はしていないという、住民にとっては大変ありがたい答弁をいただきました。

それで、再度確認しますけども。

まあ大体答弁があったようなもんですけども、番号提供は、マイナンバーの提供は国民に義務はないわけですよ。

それを再度お尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは、再度お答えします。

マイナンバーの記入の義務につきましては、現在のところ、記載のお願いをしてるということでございます。

どうしてもマイナンバーの記載がない場合は、先ほど言いましたように他の書類で。例えば、複数要する書類もありますが、その場合には、そこをお願いして、ご本人確認。必ずご本人確認をしてから事務手続きをするということになっておりますので、そのような事務処理を行っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

住民はですね、出してくれと、番号を書いてくれと言われて、いやいや書きたくないとか言っても、いや、書かないと困るんですよとか、じゃあ来年持ってきてねとか言われると、優しい言い方でもちょっと戸惑うことが大いにあると思うんです。特に高齢者なんかは大変ですが。

その、出さないと法的に罰せられないわけですよね。義務はないわけですから。じゃあ、出さなかったら法的に罰せられますかっていう質問があった場合ですね、そういうこともあるかもしれません。これからね。そのときは詳しく住民に説明してるでしょうか。

また、説明するように担当職員への指導はきちとなされてるでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

そのような場合、お客さまからの質問内容、先ほど言いましたようにどのようなことが想定されるかも併せてですね、職員の内部の確認は再度やっております。

また、求めたときに職員が答えられない場合につきましては、次の私がまた窓口の方に行って、また再度、こういう場合はこのようになりますとか、そういうような具体的な説明をさせていただいているつもりでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

職員もですね、住民に対応として強制もしてないし説明もしてると。だから罰則もないですよということを、聞かれた場合ですね。法的罰則はありますかと聞かれた場合は、いえいえそれはないですよ、というふうに親切に言ってくれてるということですね。

再度、確認ですけど。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

聞かれた場合には、そのような説明をさせていただいております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

なかなか住民はですね、そこが分からなくて、よく聞かれたんです。ですから、今の答弁でほんとに安心致しました。

世界の主要国では、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、ドイツ、イタリア、ロシア、日本の G8 の国々ですけど。これらの主要国で、全員強制、生涯不変、官民共通利用の番号制度を導入している国は、日本以外にはありません。これらの主要国では、限定的な番号制度になっています。

アメリカとカナダは社会保障番号に取り入れてありますが、日本のような強制付番ではなく任意付番です。

また、番号制度を導入する国としては韓国と日本が大変似てるんですけども、その韓国では、ネットショッピングまでも住民登録番号、日本で言うマイナンバーですね。その入力が必要だそうです。ネット社会になっ

て、急速に被害が広がっているといわれています。これ、韓国の例ですけど。

それでアメリカでも、年間900万件を超える共通番号関連のなりすまし犯罪が起こり、国防省は2011年、独自の限定番号を転換したそうです。

イギリスでは、2006年に国民IDカード法が成立し英国ID登録簿を作成していますが、2010年に政権が代わったことで、このカードは恒常的な人権侵害装置だとして廃止され、収集した個人データを廃棄しています。

世界ではその危険性と弊害が広がり、見直しが進んでるのが現状です。世界の流れを紹介して、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、3時5分まで休憩します。

休 憩 14時 49分

再 開 15時 05分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問の方を始めさせていただきます。

今回の2問の質問ということで構えらしていただいておりますが、まずその1番目と致しまして、子育て支援についてでございますが。

今国会で、子育て支援を主要案件として、国の方は保育所、幼稚園等を無償化する方向にやっとな動きだしたわけでございますが。

人を大切にすることというのは今も昔も変わることはなく重要であります。若年層による事件等が新聞とかテレビでたびたび、いまだに報道されておりますので、これはとっても残念なことだと思っております。

そのことにつきまして幼児期の、やはり以前から私は申してるわけですが、手当不足といえますか、それが一因であると考えておるわけでございます。自治体として、もう一歩踏み込んだ施策を打ち出せないものかなとずっと思っております。今回もこの質問にさせていただきました。

そのカッコ1と致しまして、0歳から2歳児の受け持ち人数の改善を図れないかと。

せっかくといえますか、今回、国の方もそういった子育て支援の方に目を向けておる状態でございますので、町もやはりそのことにつきましてはもっと前向きないいですか、子どもたちに優しいその施策を取るべきだろうということで、このような質問に致しました。

ここでちょっとご紹介したいもんがあるんですが。せんだっての衆議院議員選挙におきましては、公約であり自由民主党の大きなスローガンとして子育て支援の方を掲げて、現政権は見事に大勝を収めたというところ。まあ、皆さんのご承知のところでございますが。

ここからはちょっと新聞からの抜粋なのですが、ちょっとご紹介したいんですが。

政府は、人づくり改革と生産性改革の政策パッケージを閣議決定した。3歳から5歳児の幼児教育、保育を原則としてすべて無償にし、低所得世帯では高等教育まで無償化の対象を広げる。総額約2兆円の財源を確保し、人材への投資を拡大。また、0歳から2歳児は当面、住民税非課税世帯、これは年収500万円未満の世帯になろうかと思いますが、これに限定すると新聞の方ではあります。

先ほども申し上げましたように、国の方もやっとな人づくりっていう部分に本腰を入れたなというのが、自分

の今の思いであります。

ただ、財源確保や待機児童問題、これいまだに大きな問題となっておりますが、この課題を抱えておりますので手放しでは決して喜べない面もあるわけでございますが。

ただですね、これまで私がずっと訴えてきました子育て支援という言葉いいですか、その本来の目的としてはですね、今回の国の方が打ち出した経済的なその支援ですね。だけではなくて、この経済的支援も大変、その保護者の方にとりましては有効いいますか、ありがたい政策であることはもう間違いないわけですが。ただ、その経済的な支援だけでなくですね、幼児教育、保育。幼児教育いいますと幼稚園教育になって、保育は保育所、保育園の保育であろうと思いますが。幼児教育、保育の、その人的支援の充実の方ですね。やはりこっちの方を、前々から私、申し上げておるわけですが。つまりは、受け持ち人数の削減いいますか、保育士さんの人員をもう少し増やしていくべきではないかというのが、この質問の趣旨なんでございますが。

先ほども申し上げました、経済的支援すれば保護者の方はほんと助かるのは、それはもう分かり切ったことで、それはそうなんです。ただ、果たして子どもたちから見ればどうかということが自分すごく、ずっと心配なわけです。

というのも、0歳から2歳、これほんと、大変な言いましたら語弊ありますけど、すごい手の掛かる年齢層であります。私ごとですけど、自分も2人、今孫がよく来るわけですが、これを見ます。ちょっと2人はね、自分一人では無理ですね。まあ、素人ということもあろうかと思えます。以前にも、保育士さんはもうプロだからというふうなお言葉も執行部の方からもあったわけですが、プロであってもですね、現状の人数ではちょっと子どもたちに無理がいつてるんじゃないかという思いで、今回の質問の方を起こしていますんで。

答弁の方、よろしく願います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは浅野議員の、子育て支援についてのご質問、0歳から2歳の受け持ち人数の改善を図れないかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問にもあるように、国は人づくり革命としての政策パッケージとして、幼児教育の無償化や、待機児童対策としての施策を閣議決定を致しました。その内容は、ご質問にもあったように、主に財政的なものになっております。今後は、具体的な制度設計が進められるものと思っております。

現在、町内の4保育所の保育士の受け持ち人数は、国の配置基準による受け持ち人数、0歳児が3名、1、2歳児が6名、3歳児が20名、4、5歳児30名により運用をしております。

ご質問の0歳から2歳児の現在の各園の受け持ち人数を見ますと、国の基準の上限での保育を行っているのは中央保育所の0歳児と2歳児で、それ以外につきましては国の基準以内の人数の受け持ちということになっております。こうした中で、保育士も日々、子どもたちと向き合いながら保育を行っているところでございます。

受け持ち人数の見直しにつきましては、これまでも何度かご質問があり、答弁をさせていただきました。よりきめ細やかで、児童一人一人に配慮できる保育を行うために、受け持ち人数を少なくして保育士を多く配置するということは理想的なことではあると考えますけれども、これまでも答弁をさせていただいたとおり、現在のところは国の基準どおりの運営で行っていきたいというふうに考えております。基準を見直すということについては、難しいというふうに考えております。

以上でございます。



議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

これまでも、今、教育長の方も申されたように、幾度となくこの件については私も質問の方させていただいたわけですが、どの際も一貫して、国の方針といますか国のその範囲内といますか、には収まっているという答弁を終始いただいております。

ただですね、私が思うのは、今回のその質問にありますように0歳から2歳の園児さんの分ですね。これについては、何言いますか手の掛かりようが3歳以上と丸っきり違うわけで。違う言うたら変ですけど、手の掛かりようが多いわけで。

これもまた、以前にも私の方も申させていただいたわけですが、やっぱり子どもが育っていく上において満足いきますかね、大人にしっかり育てられているっていうふうな満足の気持ちを持っていただいているかどうかという事に、自分は疑問を持っております。と申しますのも、1歳児いきましたら1歳にその年度になられる園児の方ですかね。その方をですね、先ほど教育長の方から言っていただきました、1歳、2歳は6名というふうな答弁いただいたわけですが。この1歳、まだはってるような状態の子どもさんを6名見るというふうなことを見たときにですね、そういう保育を受けているその子どもさんから見まして、後々、しっかり育てていただいたという思いが残らないと思うがですよ。普通に考えていただいて、ご自分が6名の1歳の方を目の前にして、どうやって見るんだらうっていうふうな思いになるんじゃないかと思うがですけど。

それで、自分、今回すごく思ったのは、子どもさんも成長はしますんで、1歳児に対してはやはりもう少し、年間通した受け持ちの人数を減らすというふうな対応も必要かと思えますし。一方、2歳児の方に致しましては、年間ずっと、時間たちますと慣れてくるいいですか。その園にも慣れるし、生活リズムに慣れてくる部分があると思えますんで、2歳児については半年であるとか。半年間は人数を少なくということは、臨時さんとかを迎えてそこで見ていただくとか、そういった増員の仕方もあるかと思うがですけどね。

そういう取り組みは不可能でしょうか。聞きたいと思えます。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

各園で国の基準に基づいて、受け持ち人数に基づいて保育を行っております。

保育士につきましては、それぞれの保育所でその専門性を基に、子どもたちと向き合っているわけでございます。

その現状の国の受け持ち人数の保育の内容で、十分な保育の内容が確保できない、そういったことが仮にあるとしてですね、そのことが理由によって子どもたちの成長に何らかの悪影響、こういったことが明らかになると。そういったことがあるようでしたら、当然、その国の基準自体にそもそも問題があるのではないかといいうふうに、自分は考えております。

基本的には、国の基準の中で保育をしていく中で、何か大きな問題、重大な問題が生じて、どうしても協議をしていかなければならないと。そういったことが生じた場合にはですね、当然協議をしていく必要はあるかと思えますけれども、今の状況の中で、この国の配置基準を見直してですね、町単独で保育士を増やしていくということはなかなか難しいのではないかといいうふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

まあ、いつもながらの答弁なんで残念なのですが。

国の基準に問題があるというふうなことにはなりかねると思ってるから国の方は動いてないわけで、今までどおりというふうなことになっておるんじゃないかと思います。これも、何言いますか点数で出てくるものでは決してないわけで、その子どもたちが日々どういう状態であれば、小学校、中学校、その上に上がったときにどういう状態を起こしてるかっていうふうな。そういうきめ細かな対応、対策の方まで自分はいつてると、国自体もいつてるというふうにはよう受け止めないわけですが。

いまだにいろんな、犯罪にしても低年齢化してくることもあったりですね、あと、小学校、中学校なんかでも、不登校の問題も当然、いまだにあったりもするわけで。そのへんにまで影響が及ぼしているんじゃないかというその心配で、ずっとこの問題については質問させていただいてるわけなのですが。

そういう意味も含めましてですね、ここへ黒潮町の教育行政方針の方がありまして、その基本方針であるとか、重点目標であるとか、具体的施策であるとか、その3つの大きな方針の方があられるわけですが。

その3つ目の具体的施策の中に、その1番として、就学前教育の充実、生きる力の確実な育成という所で、ちょっと読んでみますけど。

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のために、人格形成の基礎を養う重要な時期にである乳幼児期における質の高い保育や教育の実践、小学校への接続を意識した取り組みの充実、強化など、就学前教育の充実を図りますとあります。これ、素晴らしい言葉であり、これはぜひやっていただきたいことであると自分は思ってるわけですが。やはり乳幼児期、このときにやっぱりもっともっと質の高いものを与えるといいますか行っておけば、これもまた以前にも申しました、繰り返しになるのですが、三つ子の魂百までということも、これは昔も今も、これはもうまず変わることはないと思います。

その部分で、この黒潮町では、この時期はもう徹底して手を掛けるんじゃないというその方向性、これが不可欠やと自分は思います。そうすることによって、仮に高校、大学になれば町外、県外に出る方はたくさんおられると思いますけど、そんな中にもやはり郷土愛いますか、そこではぐくまれた郷土愛っていうものが、こっちへ返すだけの力を持つんじゃないかと自分は思っております。そういう意味も含めましてですね。

それと、なお、よく執行部の方は経済効果、お金掛けた分に対するその見返りじゃないですけど、効果がどれだけあるかっていうことをよく言われるわけですが。そういう意味においてもですね、すごく大きなもんがあると思うがですよ。そういう返ってくるからよしではなくて、やはり大人の自分たち、大人の責任としてですね、やっぱりこのことはしっかり育ててあげたい。それに、昔と違ってですね、おじいちゃんおばあちゃんがおる世帯、今、ほんと少ないと思います。同居の方ほんと、今は何パーセントっていうふうなところやないかと思うのですが。そういう意味では、家庭でも手が掛かってません。それが現状やと思います。

そういう意味にもおきましてですね、やっぱり掛けるべき時期にしっかり掛けてあげるといふことの大切さを訴えたいわけですが。

そういう点からは教育長、どうでしょう。答弁をお願いできますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

子育てをする中で、特に乳幼児期はですね、人間形成の時期でも非常に大事な時期であるというふうに思っています。

特にその中でも、日々の大半を占める保育所での生活というのが非常に重要になってこようかというふうに思います。子どもたちを預かる保育士は、よりその専門性を高めて、質の高いその保育をしていくべきでありますので、当然保育士は研修を深めてですね、より良い保育を目指していかなければならないというふうに思っております。これからも、そういったことにはまず努めていくということが大事になろうかというふうに思います。

それから、子育てをする上で大事なものは、家庭での子育て、これも非常に重要になってこようかと思えます。保護者の皆さんとも協力をし合いながら、研修あるいは子育て講座、そういったことを行いながら、より中身のあるというかそういった子育てができるような仕組み、これも大事になってこようかと思えます。これは保育所だけでなく、小学校も当然同様ですけれども、ぜひ保護者ともそういった連携を深めながら取り組んでいく必要があろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

先ほども申し上げましたけど、保育士さんの人数を増やすというふうなことになるのと財政の方に言うてはくわけですが。そう大した言うたらいかんかもしれんですがですけど、それほど大きなお金じゃなくて1人保育士さんを増やすというふうなことでも、そんなに町財政にはあまり影響ないかなという思いはあります。ぜひ、次年度の予算措置の方をよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、もう1点、通告書の方にはちょっとよう書かんかったですが。町長、1個だけ構いませんか。

去年ですか、3月議会で町長の方に、保育所へ一遍行って現状を見てくださいますよと言うたら、4月に3カ所、5月に1カ所、計4カ所の、4つの全部の保育所の方を訪問していただいて、お昼を一緒に食べていただいたりとか、そういったことを対応していただいたようながですけど。できれば年に1回訪問したい、というふうなことをお聞きしたと思うのですが。

その後はどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えします。

本年度につきましては、保育所の訪問が実施できておりません。

従いまして、年度内には何とか保育所の方を回らせていただければなと思っております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

はい、ありがとうございます。

ほんと、町長もお忙しいと思えますんで、町長が行けなければ副町長、ほかの課長さんとか執行部の方、構わなかったらローテーションでもいいかと思えます。ぜひ現場を見ていただいて。特にばたばたいうたらあれですけど、ちょっと忙しそうなお屋のご飯どきですね。どういう状態かいうがも実際のところを見ていただき

たいと思いますんで。その対応の方もひとつよろしくお願ひ致しまして、この1番の方の質問は終わりたいと思います。

続きまして、2番目の山林保護についてでございます。

平成27年12月の一般質問で、私、同様の提案いいますか質問の方をさせていただいたわけですが。今現在も見てますと、ますます荒れていく山、川、海ですね。この現状を見て、ほんとにこのままでは危ないというふうな思いがすごいでございまして、今回この質問をさせていただいたわけですが。

そのカッコ1と致しまして、四万十市は、ヤマトテナガエビ、つめの長いあのエビですね。この激減を危惧(きぐ)し、来年9月から7カ月間禁漁としたわけでございます。四万十川の生態系の再生に山の保護も目論んでいるようでございます。

黒潮町は、山の手入れに本腰を入れないか、という質問でございますが。

この山林保護については、今回のこの取り上げました四万十市の方ですけど、四万十市のその禁漁への取り組みは、当初、ちょっと乱獲の方が激化しよるんじゃないかっていうふうなことで取り組み始めたんだと思っ  
ているんですが。その乱獲とかやなくてですね、乱獲も確かにあるようながですけど、やっぱり川とそれの周辺の山ですね。これの荒れ放題いいますか、ほんとあんまりにも荒廃した姿があったことによりまして、山の再生の方も視野に入れての対策になろうかと思うがですよ。

で、山は当然のことですが川に来まして、川は海へとつながってるわけでございます。このわが黒潮町は、第一次産業である農業、水産業、主要産業でございますんで、これには水っていうものはもう欠かすことのできないものでございます。よく山は自然のダムというふうなことで言われております。それと、海の恋人とかも言われております。山から海へのその水の流れというのは、ほんと命をはぐくむための不可欠なものでございます。そういった意味で、この質問の方をさせていただくわけですが。

一口に山の再生と言いましても、当然、今日やって明日きれいになるというようなものでは当然ないもので、すぐできるものではありません。今やっても、もう遅いかもしれんわけですが。もう、既に遅いかもしれんがです。今やって、10年、20年、30年、50年、後になろうかと思ひますけど、そこでやっとなら、自然との共生がやっとなら始めるといふふうなことやと思ひます。

このことをもう一日も早くやらないと、町だけやなくて日本自体駄目なんじゃないかと自分は、大げさに聞こえるかもしれませんが、それは思ひます。やっぱりこういった状態をね、見るに見かねるがですよね。もう、子どものとき見ていた海とか川とかを見とつても、川では今は子どもも泳ぎません。海行ったら海行つたで、藻は生えん、メいいますかね昆布みたいなあれも生えません。もうハエ、岩はもうずるづるいいますかそういう状態。こういう状態では、魚も当然来ませんね。

そういった意味で、今回、この質問の方をさせていただいてます。

答弁の方、よろしくお願ひします。

議長(山崎正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西文明君)

それでは通告に基づきまして、浅野議員2、山林保護カッコ1、黒潮町の山の手入れに本腰を入れないかについての質問にお答え致します。

この件につきましては、平成27年12月議会にも同様の質問を受けており、その答弁と重複するところがあるかと思ひますがよろしくお願ひします。

森林は、水源の涵養(かんよう)、国土の保全、地球温暖化の防止をはじめとする多面的機能を有し、中でも

水源の涵養（かんよう）は、その機能の中でも最も重要とされております。

豊かな森林は豊かな海をはぐくむ、森は海の恋人などと称されるように、森林に降った雨が蓄積され、微生物によって分解され、窒素やリンなど栄養分を河川や海に供給し、このことがプランクトンや海草等を増やし、魚の繁殖につながり生産に結び付くという考えであります。

このことからして、例にありましたように、ヤマトテナガエビの河川生態系の保全と繁殖についても森林との関係性は大きいと考えております。

近年、高知県内で不漁が続いておるテナガエビについては、先ほど質問にありましたように、県内内水面漁業管理委員会は2018年9月から翌年3月の間、県内各地の河川での漁の禁止する方針を固めています。このヤマトテナガエビ禁漁の背景については、乱獲による個体数の減少が一因とされており、禁漁期間を設けることにより資源回復に向けた漁獲圧の低減が急務とされています。

現在のところ、このことを受け四万十市では生態系の再生に向けた山の保護など、特別な施策は考えていないようでございます。

町内には、民有林、町有林など、合わせて1万4,904ヘクタールの森林があり、そのうち、戦後に植えられたスギ、ヒノキを中心とした人工林は7,042ヘクタールと、民有林の53パーセントも占めています。

この人工林の多くが既に40年以上を経過し、現在は搬出間伐の時期を迎えており、素材生産を主に森林整備を進めているところでございます。

しかしながら、昨今の木材価格の低迷と森林所有者の意欲の減退、担い手不足も相まって、山の手入れについては課題もあります。

今後、これら人工林を中心とした保育管理をさらに推進し、森林の持つ公益的機能を発揮させ、森森から海へとつながる良好な環境づくりに努めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、課長の方が言われたとおりやと思います。それは自分も重々分かってるわけですが。

担い手が、ないというふうなことで、どこの自治体も山に手を着けないというふうなことがずうっと続いているわけですが。これについては予算づけいいですか予算をつけてですね、自治体の方が手厚いいいいますかその支援をしないことには、いつまでたっても山は荒れ放題、鳥獣被害も発生します。そういったことの悪循環の繰り返しやないかと思えます。

それで、今回の一般質問の方、12月1日の日付で提出の方をさせていただいたわけですが、その後すぐに、これも新聞の方のコピーであれながですけど。12月の5日の日に、森林整備、地方へ数百億円というふうなことで出ております。政府与党、19年度から新税に先行というふうなことで。

これ、ちょっと抜粋して読まさせていただきますが。

政府与党は4日、高齢化、担い手不足で手入れが行き届かない森林の整備に充てるため、2019年度から、年数百億円を自治体に配分する方針を固めたと。24年度に創設予定の森林環境税、これ新たなものですかね。に先立ち、早期に取り組みを始めてもらうためだということ。

この森林環境税は、今一定の所得があって、個人住民税を納めておられる6,000万人ですか、今の対象が。この方々に、その住民税に一人1,000円を上乗せして調整することによって、その税収を得るというふうなことらしいですけど。それによって、6,000万人の1,000円ですけん年間約600億の税収を見込んでるみたいですね。それでこの税金、国がいったん集めた後に地方譲与税として森林面積などに、当町なんか結構大きいな

と思うのですが、森林面積などに応じて自治体に配るというふうな仕組みなわけですね。これはほんで、先ほど申しました19年度から先行して行うというふうなことです。

それで最後に、ここに書いてますので。森林の荒廃には多くの自治体が頭を痛めており、国としても早期に対策を進める必要があると判断したと。

ここにもありますようにですね、国の方も山の荒廃だけでなく、やっぱり漁業資源の減少であるとか、そういう方面までの関連性を含めた対応でないかと思います。

そういった意味で、先ほど来申し上げますカツオ一本釣りであるとか、漁業、漁港を有する当町にとってですよ、いかに漁業が持続可能なことを継続できるかどうか。そのことを大きな目標にせんことには、町の維持いいますか存続にならんと思うがですよ。

そういった意味も含みまして、やはり先ほど来、担い手不足とかそういう問題があるわけですから、やっぱりそこに長い目で見た予算措置をしないことには、元どおりには当然ならんがですよ。

このことほんと、目に見えて、ほら良うなったっていうふうなことにはならんと思いますんで、気長い対応いか施策の方が必要やと思います。今の新聞の方を読ませていただいたわけですが、そういった国の動きを見られてどうでしょうか。

それに対する答弁の方、お願いします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

山の手入れにつきまして、先ほど答弁したように非常に担い手不足とか、それから境界未確定と。それから、特に一番問題なのは、価格がここ10年以来全く上がらない。むしろ、厳しい状況が続いているということが見受けられます。その中で、いくらお金にならない山を手入れしてといっても、なかなかそこに手を入れられないという現状があります。

しかしながら、町としては、戦後植えられたスギ、ヒノキを中心とした、40年を経過したいわゆる切り捨て間伐から搬出間伐で、少しなりともそこで収益挙げようような間伐促進を急いでおりまして、そこには作業道、あるいは林道をつけながら生産力アップするというような取り組みをしながら、微力ではありますがもうした山の手入れに力を入れているところでございます。

そして、広葉樹につきましては承知のとおり、かつてはまき、あるいはそれをパルプ材等で再生産、最造林とかいう流れになっておりましたが、ここ数年ほとんど、町内の山を見ても皆伐する山はございません。28年度には4ヘクタールぐらいの山が皆伐されて、若干なりとも、そこでパルプあるいはバイオマスへの供給として資源が活用されております。

しかしながら最近、まき本舗、まき事業、あるいはバイオマス発電所への、できたことによって、微力ではありますが利用促進に光が差しております。先ほど、国の森林環境税の話が出てきましたが、国は2024年度から森林の間伐材費用などを賄う新税として森林環境税を導入することを方針を出しております。まだ詳細は把握していませんが、それによりまして、森林面積に応じて自治体に環境税を配分されることも聞いています。

今後、そういった財源を活用し、森林所有者の確認や境界の確認を含め、荒廃した森林整備を考えていきたいと思っております。

また、民間の皆さま方の力を借りながら、豊かな森をはぐくむ協働の森整備にも取り掛かっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

課長のおっしゃるとおり、木材の価格低迷とか人手不足ですね、担い手不足、そのへんが一番の問題かとは思いますがです。

それにしてもですね、先ほど来申しておりますように山をしっかり管理しないと、住むべき所である、きれいな川が流れて、その水が海へ行って、そこで魚が取れてというふうな、そういう自然のサイクルが保てんわけです。今は、すぐにはそれは見返りはないわけですが、そんなことを言いよったらここにはおれんなるがやないかと、自分は思うちよります。

今もありました山の手入れでは、ちょっと価格のことでできないとかいうふうなこともありますけど、先ほど言いました鳥獣被害とかそういった部分でもですね、クリであるとかシイであるか、ブナは食べるあれにはならんかと思えますけど。そういった広葉樹関係も山奥の方にちゃんと整備すれば、安易な考えですけど、シカも来んかな、イノシシもあんまり出てこんかな、山奥でおってくれるかな、というふうな安易な考えも思っています。そういうことも必要やないかと思うがです。で、課長言っていました、民間で協働の森とか、そういったみんなに分かりやすいとか、そういった施策も必要かと思えますので、そのへんもやっていただきたいとは思いますがです。

それでですね、それこそ同じく、先ほど紹介しました森林整備の国が 600 億にながしを自治体にというふうなことと同日にですね、これは佐川町の保育所のことが新聞でまた出ておりましたので、これも紹介させていただきたいがです。

全国豊かな海づくり大会、高知家大会ですか、2018。これ来年、天皇皇后両陛下をお迎えして、高知県の方でもうやるように決まっておるようながです。そのことに関連しまして、国土緑化推進機構などが主催する教育プログラム、森の教室が 4 日、高岡郡佐川町黒原の黒岩中央保育所で開かれ、園児約 50 人が寸劇などで森林の大切さを学んだ。2012 年から全国各地で展開しており、緑の募金事業に取り組む、県森と緑の会が共催した。先ほど言いました、本県で来年の秋開かれる、全国豊かな海づくり大会の協賛行事ということで紹介されておりました。

ここにも最後に載っていますが、その保育所の所長さんの方が言っていますが、木をふんだんに使った保育所で森林について学んだことをいつか思い出してほしい、と期待していたとあります。

こういった、これは保育所の方がこういう取り組みをやったようながですが、全国で結構こういった取り組みの方、小学校であったり中学校であったり、生徒さんが山へ行って、そこで広葉樹を植えたりとかいうふうなことを行っておるようながです。

学校関係ですけん、教育長、ちらっとそのへんはあれでしょうかね、取り組みとしてどんなものでしょうか。一言お願いできますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

浅野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

子どもたちの環境学習についてのご質問でございますけれども、小学校の方では、5 年生の社会科の時間に森の大切さということについて学習をします。それから 6 年生の理科の時間では、森の果たす役割、それ

から川の果たす役割というか、そういったことも学習をしています。

それから、具体的な取り組みですけれども、町内の小学校になりますけれども、平成24年からだったと思いますが、森林組合のご協力をいただいて間伐事業、あるいは枝打ち、それから植樹体験。こういったことを、年間2、3校ずつですけれども行っております。

それから、拳ノ川小学校では、先ほどありました森林環境税、これを使った山の学習事業という取り組みを行っております。これにつきましては、木工教室とか、それから楮（こうぞ）の関係もこれで行っておりますけれども。

それとか、県内の山というか最近行ったのはですね、月見山こどもの森ですかね。こういった所を訪れて、山林というか環境学習を行ったりしております。拳ノ川も4、5年これを届けております。それから三浦小学校も、数年前に一度行っております。

こんな取り組みをしながら、環境学習につなげているところです。

一例ですけれども、以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

月見山というのは町外。

（坂本教育長から「すいません。野市町。香我美町ですね」との発言あり）

野市の方ですね。香我美町ですかね、すいません。

できれば町外も子どもたち喜ぶかもしれませんが、町内の山にそういったことで2校、3校一緒に上がっていただいてそういった植樹なんかを広めていただけたら、もっと山の整備も少しずつではあるかもしれませんが進むんじゃないかと思えますんで、委員会の方としてもそういった方向性も、生徒さん、学校の方にも協力をいただいてぜひやっていただきたいと思えますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

このこと、結構予算の方がすごい大きいものになると思えますし長期的な施策になろうとは思えますんで、なかなか、はい、やりますとは言えんことではあるがは分かちゅうがですけど。将来考えたときにはこれ避けて通れんことやと思えますんで、ぜひとも前向きな検討の方をお願ひしたいがですけど。

最後に町長、かまらったらその思いであったり、その考えを聞かせていただけますか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは浅野議員の再質問に答弁させていただきます。

特に、これは森林の施業でありますとか、あるいは海洋資源の枯渇、こういったことをテーマに協議をする場合には必ず出てくるテーマです。もう国も同様の考えですけれども、いつやるかという、もうタイミングの問題でして。そう考えますと、19年度ならびに24年度から財源の確保がされたというのは、必要に自分たちにとっても心強い限りです。

後はどう進めていくのかということ、自分たちの知識だけではまだまだ少し不足だと思えますので、国や県の動向を確認しながら、そちらの方からもご意見をいただいご指導いただい、計画をしてまいりたいと思えます。

議長（山崎正男君）



浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんと、国の方もこうやって前向きな動きが出てますんで、ぜひともこの波に乗ってですね、自分たちの住むべき自然あふれるこの地を守るべきやと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、これ紹介で終わりたいがですけど。これ、アメリカの方のあれになるんで、かけ離れたという事でお聞きになる方もおろうかと思いますが。オバマ政権海への遺産ということで、生息地を復元する米国というふうな大見出しで出てるがですけど、これ読んで終わりたいと思います。

よみがえる海と魚。米国の生息地復元、保全活動は、リーマンショックの翌 2009 年 1 月に政権を握ったオバマ氏が就任直後に発した大統領令、米国復興・再投資法の枠組みに沿って始まったと。次代に豊かな自然環境を残す公共投資を通じて雇用と経済を増進させるのを目的に、オバマ氏が打ち出したグリーン・ニューディール政策が根底にあって、最終は 1 億 6,700 万ドルを投じて全米 50 カ所で大規模プロジェクトを実施したとあります。

遠い海の向こうのアメリカでも、こういった自然環境への配慮いいですか厚い手だてもやっております。日本もですね、これをやっとかんと本当に住めんなると思いますんで、そういった思いも含めた質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 01 分